

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成25年9月11日（第2日目）

議 長（青木幸保君）

ただいまから、平成25年第3回平泉町議会定例会第2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

それでは本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（青木幸保君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

通告4番、大内政照議員、登壇質問願います。

2番、大内政照議員。

議 長（青木幸保君）

それでは、質問に入る前に、昨日の報告の中で将来負担比率の件についてご質問ありましたが、このことについて総務企画課長よりご答弁申し上げますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

昨日の大内議員からの将来負担比率のポイントが2.7ポイント上回ったということについての主な要因はというご質問にお答えしたいと思います。

将来負担比率につきましては、町の1年間の収入に対する町が将来にわたって負担すべき負債の割合を示す指標ということになってございます。この指標を表すためには、主になりますけれども、標準財政規模を分母といたしまして将来負担額を分子といたしまして割り出すわけでございますけれども、大きな要因といたしましては、平成23年度と比べますと標準財政規模、分母となる数値が平成23年度より8,000万円ほど増額になっているものでございます。これは標準財政規模の算定によるところでございまして、8,000万円ほど増額になっていることに

よりまして、今回の2.7ポイントの増というふうにつながったところでございます。詳細な要因につきましては様々な要因がございますので、この場でこれでこれからこうだという形のものまでとは言えませんけれども、分母となる数値が8,000万円上回ったことによる。失礼いたしました、逆でございました。分子の方でございます。申し訳ございません。分子の方が上回ったことに伴いますポイントの増ということになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

それでは、一般質問をお願いいたします。

2 番（大内政照君）

今ほど説明ありがとうございました。首を長くして待っていましたし、今日の質問の中にもちよっと使わせていただく予定ですので、ありがとうございました。

先に通告した順に沿って質問いたします。

1、体育館と文化ホール建設について町長に伺います。

（1）それぞれについて進捗状況を説明してください。

（2）それぞれについての問題点を説明してください。

（3）ILC（国際リニアコライダー）の誘致の実現に向け、いよいよ可能性が高まったが、国際会議など文化ホール建設が必要と考えるが、いかが考えるのか、お示し願います。

2、国立博物館誘致について町長に伺います。

（1）現時点での進捗状況について説明してください。

（2）滞在型観光を目指すには、回遊する箇所と消費時間を増やす必要があり、博物館、美術館などが有効と思えるが、町立で設立する考えはないか、思いをお示し願いたいと思っております。

以上、項目は少ないですが、最初の質問を終わります。簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、大内政照議員のご質問にご答弁を申し上げます。

初めに、体育館と文化ホール建設についてでございます。

2点についてのご質問ですが、関連事項でございますので、併せてお答えをいたします。

体育館建設について、今年3月定例会予算特別委員会の審査報告の中で、住民との合意形成を図りながら慎重に進めることとの意見が付されたことから、基本構想及び基本計画案をもとに5月20日から7月29日までの期間において開催しました地域懇談会でその概要を説明し、多くの意見を町民からいただいたところでございます。このことを踏まえ、今後は9月定例会終了後に体育館の基本設計の発注を行いたいと考えているところであります。事務を進めるにあたりまして、町民の方から多岐にわたる意見が寄せられていることから、具体の計画にどのような形で盛り込むかが今後の課題と捉えているところであります。また、文化ホール建設につきましては、老朽化している公民館や図書館等の社会教育施設の今後の方向性と併せ、平成28年度を初年度とする後期計画に整備事業が盛り込めるかどうかを含め検討したいと考えているところでござい

ます。

次に、I L C の誘致の実現に向け国際会議など、文化ホール建設の必要性についてお答えをいたします。

先月でありましたが、8月23日に、国内のI L C 戦略会議の立地評価会議において北上サイト、北上高地が国内のI L C 誘致候補に一本化されたところであります。町としては、県及び東北推進協議会に参画しながら、町民の有志、そして産学官の多くの関係者の熱意が実を結んだものと感謝すると共に大変嬉しく思っております。しかし、最初のハードルを一つクリアしただけで、今後は国が正式に誘致に乗り出すかが焦点となると思っております。様々な問題点、課題があることも事実で、町といたしましては、今後このプロジェクトを国家事業として位置付け、東北誘致実現に向け推進していただくよう、関係自治体及び誘致推進団体と連携しながら国に働きかけていく予定でございます。

その過程において開催されると思われまます国際会議等につきましては、会場施設もさることながら、同時通訳やそのための機材の準備などソフト面でも多額の費用がかかること、併せて大勢の参加者への食事や宿泊施設の提供など、サービス面に関しましても課題がありますことから、関係自治体及び関係団体による十分な調整協議による協力連携のもと、役割分担を明確にし対処すべきものと考えております。また、I L C 自体が県域を越え広域に及ぶ計画でありますことから、関係者が一致団結して取り組むことが肝要であると考えております。

そうした中、文化ホールの建設につきましては、今後、新総合計画の後期計画の中で総合的な検討を行いながら対処すべきものと考えております。

次に、国立博物館誘致についてでございます。

初めに、現時点での進捗状況についてお答えをいたします。

国立博物館の誘致については、町としては平成6年から取り組みを進めて参りました。実現への具体的進展があるとは言えませんが、世界遺産登録を機にその必要性は大いに増しているものと認識しております。更に、国際リニアコライダーの建設となれば、一層国立博物館が望まれるものとなります。

このことから、町としては、国及び県へ要望の声を積極的に届けているところであります。昨年12月には河村文化庁次長が来町の折に、また、今年の1月には丹羽政務官来町の際に誘致についてお願いをしているところであります。また、先週5日には議員も一緒に文化庁へ赴き、国立博物館の誘致について要望書を提出したところでございます。岩手県に対しましては、国立博物館の誘致及び平泉文化研究機関の早期設置について継続して要望しているところであり、県からも国に国立博物館の設置について要望していただいているところであります。

また、平成24年4月に設置されました岩手大学平泉文化研究センターは、東アジアの視点から平泉文化の研究を図るものであり、平泉町としては岩手大学と連携して調査研究の進展に寄与するため、相互連携協力協定を今年の8月に結んだところであります。これにより、組織的に学術的に平泉研究と普及啓発を進め、更に国内外の研究者を受け入れる研究基盤づくりを整えると共に、太宰府での九州国立博物館設置の取り組み事例などの情報を収集し、今後の活動の参考に

して参りたいと考えております。北海道、東北地方では世界遺産登録に向けた活動をしている地域もあり、今後、これら地域の各自治体とも連携をして、国立博物館誘致の機運醸成を図っていく必要があるかと思えます。

次に、博物館、美術館など町立で建設することについてお答えをいたします。

博物館に関しましては、前段で申し上げましたとおり、現在、国立博物館の誘致を目指している段階であり、また、町内には現在、柳之御所資料館や文化遺産センターがあり、更に将来的には柳之御所ガイダンス施設の建設も予定されておりますことから、それらが議員ご指摘の町立規模の博物館の役割を果たすものと考えております。

また、美術館に関しましては、平泉になじむものなのかというところから検討する必要があるかと思えます。

また、滞在型観光を目指すには、回遊する箇所と消費時間を増やす必要があることはご指摘のとおりでございます。そのための場所として現在、中尊寺通りや柳之御所遺跡、無量光院跡の整備を進めているところであり、今後、更に道の駅が整備されれば、そこを拠点とする新たな平泉の魅力が感じられる、歩いて回る観光ルートなどの創出が可能になることから、それらを活用した効果が望めるものと期待をしているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

ありがとうございました。

それで、最初に体育館と文化ホールの建設についてですが、基本的には町長はもう体育館建設の方向に走っていると、昨日の答弁では一定の理解を得られたと考えているという答弁でございました。

それで、3月定例会で私が理解している段階では、町長は町民懇談会で体育館建設について町民の皆さんの意見を聞くという答弁しているのですよ。今回の町民懇談会の様子を見ますと、意見を聞くどころか一方的な説明に終始しているという状況があったようです。ちょっとその辺のニュアンスが違うのですね。だから、議会での答弁と実際やっていることが全然違う方向にやっていると。ということは、証拠づくりのためにそういった町民懇談会を開いて、町民の意見をガス抜きしているというしか理解できないですね。

その内容についてもまとめた資料をちょっと見させてもらおうとネガティブな町民の意見が多いですね。是非つくってほしい、必ずつくってほしい、絶対ほしい、そういう町民の意見はほとんどない。逆に、あれがもう少しこうしてほしい、ああしてほしい、どうせつくるのだったらもっといいものをお願いしたいとか、そういう意見ばかりです。町長は予算がこれだけだから、絶対この範囲でしかつけれない。ということは町民と町長の考えにすれ違いがあるのですよ、すれ違い。そこが町民の不満だと思うのですよ。なおかつ、世の中の状況が変わってきていると。資材高騰だ、何だかんだというね、オリンピックになってしまった、では関東地区のゼネコンがあっち

の方に集中してしまうと、また東北の復興でも今大変なのに余計大変になってしまうのではないかという話もあるし、いろんな話がある。

それで、私は文化ホールをつくるべきだという考えを持っているのですが、どうも町長は体育館という話なので、ちょっと体育館の方の話をさせてください。町民懇談会で出した資料、これで財政の話していますよね。これね、昨日ちょっと質問した内容が、将来負担比率ですね、それについてちょっと疑問に思ったので質問したのですが、先程答弁いただきました。なんか答弁も分子と分母が違うような答弁でちょっと頼りなかったですね。しっかりしてほしいですよ。役場の課長の人がそんないい加減な話をされるのでは町民は不安になる一方ですね。しっかりお願いしたいというふうに思います。

それで、町民懇談会の資料、3番の健全判断比率の推移表、ここを見させてもらいました。そうしますと、過去のデータ、実績、なんかちょっと若干数字が違うところがあるのですよね。監査委員が毎年出している決算の資料の説明の中で、実質公債費比率と将来負担比率についての数字は出ているのです、ずっと。私が昨日帰ってもう一回調べてみたら違う数字が載っている。何だ、これはということで今日確認に来ました。ちょっとその辺、説明をお願いします。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

改めまして、先程、将来負担比率から遡りまして、一部私の言い間違いがありました。先程答弁いたしまして、分子と分母の逆と言いましたけれども、資料ですね、私、23と24を勘違いいたしまして、平成23年度の標準財政規模からしますと平成24年度が8,000万円減額になっております。ですので、分母の数値が減ったことによりますポイントの増ということでございましたので、訂正をさせていただきます。

それから、大内議員、今ご指摘の資料の数値が違うということでございましたけれども、減額ではなく増額ですね、すみません、増額になっていましたことから、その数値が違うということでございました。

それから、実質公債費比率、将来負担比率の数値が違うということでございますけれども、具体には何年度の数値でございましょうか。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

ちょっと私ね、過去の監査委員が出した決算書の資料を全部持っているものですから、そこから引っ張り出して数字を確認したのですよ。そうしますと、平成21年度はオーケーだね、平成22年が88.4だったのですね、平成23年76.5、平成24年、これは見込みですけども79.2と増えましたね、これはね。これ、平成22年がちょっと違う、平成22年ですね、これの将来負担比率が違っている。実質公債費比率は合っていますね、平成20年からだからね。という、これは見込みだからしょうがないのだね、平成24年度はね。ということで、若干違っている数字

があるし、今確認できなければしょうがないね。私は決算書の資料から全部引っ張り出してちゃんと確認していますから、もし数字が違うのだったら決算書の資料が違っているということになるかもしれません。

それで、ちょっとまず町民に対する資料自体の数字が違っているのにもかかわらず財政は安定だよという話をしているわけですね。私、この見込みのところを見て余計心配したのが、平成27年、28年、29年、平成ね、これはもう90%台に上がっているのですよ。ということは、財政は、実質公債費比率は下がっていくだろうというのはシミュレーションできますよ。だけれども、将来負担比率、要するに子供たちか若い世代が今後、町の財政を賄う立場にある人たちに対して負担率が増えていくよという数字になっているわけですよ。それでなぜ財政が安定だよと言えるのですか。私、その感覚が理解できない。町長、どうですか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

将来負担比率については、350という大変大きい数字で判断基準というふうなことが捉えられております。それで、当町からすれば100以下というふうな思いでは、その基準からすれば私は安定しているといえますか、特にも将来にわたって大きな負担を強いるというふうなものには考えておりません。当然低ければそれはいいのでしょうかけれども、ただ、体育館に限らずほかのサービスも当然していきたいというふうに考えておりますので、その辺はそれが200とか350に近い数値になれば町としての対策というのはとらなければいけないところだと思いますが、そこまで至っていない、もう350の遥か下の、遥か下と言っても大変言葉としてそういうふうに言ってしまうと誤解を招くところがございますが、そこまで至っていない中での数値だというふうには私は理解をしております。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

加えて申し上げますと、地域懇談会はその財政計画を説明する中でもこの表を見ながら、いずれ将来的に90%を超える数値になるというふうなことをお話ししながら、その原因といたしましては、平成27年度、28年度に予定してございます体育館建設並びに道の駅等の整備がございます。それに伴いまして、借入れ等が発生すること、それから貯金等の基金等の取崩しが発生することによって若干のその時点におけるポイントの増が見込まれますということは説明会の中でもお話をしているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

これはもう数字は350以下だからいいというのは総務省の見解ですけれども、350というのは大

変な数字なのです。要するに将来、手形を返さなければいけない期日が要するに町の財政規模に比較して分母としてどのくらいあるかと、ということは九十何%ということは標準財政規模です、これの九十何%ですよ、ほぼ100%ですよ。そのくらい借金を抱えるよという話ではないのですか。それでいいのでしょうか。というのは、なぜこんな話をするかという、今まさに新一関清掃センターの建設の話がもうかなり進んでいるのですよ。平泉町だって当然建設費負担しなければいけないでしょう。そんなのを無視してこれをつくっているわけでしょう、このシミュレーションが。都合の悪いことは弾いて中期計画にあるからと、そこら辺を組み込んでシミュレーションしているだけではないですか。やはりタイミングがあるのですよ、時期が。だって、あれ急がれているのですよ、もう老朽化し始めていて。ここ数年のあれです、もう着工なり建設なり始まりますよ。そういう状況を踏まえて、だって副管理者で行っているわけでしょう、何でこれ財政規模に入っていないのですか、入れないのですか、入れているのですか。ちょっとお伺いします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

実は一関清掃センターについては大変老朽化しておりますし、いつ壊れてもおかしくないというふうな診断を受けて、本当に腫れ物に触るような形で今も稼働しているというふうな状況は議員おっしゃるとおりでございます。ただ、今、国に今回の震災も含めていろんな補助事業というものも環境省等と今打ち合わせをしている最中でございます。あとは今、大東で行っております汚染牧草等の関係もございまして、まだまだ今までの処理の3倍も処理をしなければいけないということで、その辺も含めて実は国の方をお願いをしております。それも公立で地元負担のかからないような、とりあえずは仮設でもいいですということで今、関係省庁といえますか、と議論している最中でございますので、その辺がはっきりすれば今後の財政計画というのがその中ではっきり示されてくるものだというふうに思っております。いずれ、現時点ではそのようなものについての将来の財政見直しには入っておりません。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

残念ながら、やはりこれは予定に入れるべき内容かという感じはしますね。

たればの話はやめましょうよ。負担ゼロだという話になる予定だという話ですよ。ゼロはないでしょう。やはり建設費の中で国が何%とか、かなり多い数字かもしれないですね。県もいくらか補助あるのでしょうかし、そうすると一関市と平泉町で残りは負担しなければいけないですね。そうした場合、ゼロということはほとんどあり得ない話だと思うので、やはりこの辺の出費についても、建設費負担についても準備しておかなければいけないし、ここでむだ遣いできないのではないですか。体育館建設と言ったって体育館、今四つもあって、使用率70%から75%ですよ。ということは、体育館一つ余っている状態なのです。それでまた有料で新しい体育館

をつくるとか有料になるよとか言って体育館運営できるのですか。私は文化ホールで稼いだ方がいいと思いますよ。商売やればいいのですよ、町として。文化ホールつくっているんなイベントをやるなりタレントを呼んだり、多分平泉の知名度があるから声かければ来ますよ。そういう発想を変えていかないと町にとっても、世界遺産ということで一辺倒でいっていますけれども、新しい観点からそういうことも必要なのではないですか。ちょっと町長、考え方少し変えてみたらいかがですか。参考になりませんか。いかがですか。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

体育館が四つもあるというふうな話、70%の使用率だというふうな話ですが、実際にその後といいますか、若い人たちともいろんな話をさせていただいて、本当はもっと借りたいのだよというふうなのが、ただ、今、これしか、ある体育館しか使えないということなので我慢しているというふうなお話もいただいております。そういうふうな意味では、学校開放という部分ではなくて、やはり町の体育館としてあれば本当に我々としてもいいですというふうなお話はいただいております。そういうところからもニーズは私はあるというふうに思っております。

文化ホール、そこで稼いだ方がいいのだという話でございます。ほかの実は文化ホールというか文化会館といいますか、町民ホールを持っているところの首長といろいろと話をさせていただいております。なかなか厳しいよと、確かに平泉というネームバリューでお客さんを呼べるというふうな今お話ですが、キャパ的にもう絶対数がこの地域には少ないというところでございます。それが各旧町村でそういうふうな施設がもうたくさんあるわけですね。その中に新規に入ってくるそれが機能するかというのは、私は正直申し上げまして不安でございます。それぞれの文化団体なり多くの方々のご意見もこれから聞くという姿勢は変わりません。ですので、後期計画の中でその辺は十分議論をさせていただきたいと、そういうふうな要望、ニーズがどのくらいあるものか、キャパ的に本当に他の事例も参考にさせていただきながら進めて参りたいというふうには考えております。

以上です。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

文化ホールは運営は厳しいという首長のお話、他のね、首長のお話みたいですが、非常に悲観的な首長が多いですね。運営の仕方によってはガラッと変わりますからね。経営者的感覚を持っているかどうかで変わってしまうのですよ。ではあれですか、全部が全部、近辺はそうですけれども、全部が全部うまくいっていないのですか。うまくいっているところもあるはずですよ。であれば、そういう事例も見ながら、そんな暗い話ばかりしないでくださいよ。平泉の町長でしょう。世界遺産をとったのですよ、それをなぜもう少しそういうふうにご利用しないのですか。観光を絡めてそういうイベントをやればいいのですよ。観自在王院でオープンなところでやるばかり



がイベントではないです。やはり文化ホールみたいところで音も漏れない、音響もいい、それから夏場でクーラー効いているような環境でいろんなショーなりイベントなり、そういったことをやるというのも、周りの人口が少ないからではないですよ、東京から来ているのですよ、観光客は、何回も来ている人いますよ。平泉の薪能を見に来たりお祭り見に来たり何人も来ているのですよ。そういうやはりイベントを開催すれば平泉町だと。以前いつだったか、葉加瀬太郎でしたか、外でやりましたけれども、あそこにも来ている観光客に聞いたことありますけれども、もう何回目だというような話もしていましたし、ああいうのを室内でやればもっと違いますよ、音響も。そうすると音楽、クラシック好きな方とかもっともっと集まりますよ。そういうことをなぜ発想できないのか、残念ですよ。町民にとって損失ですよ。体育館みたいなむだなものをバンバンつくって、四つのうち一つ空いているような体育館施設を活用できないような、そんなだらしない町では困るのではないですか。100%になって満杯だから、ではつくろうかという話なら分かりますよ。100%にもなっていないではないですか。そういう意見を言う町民の方いるのですが、町長はどういうふうに答えますか、その質問に対して、意見に対して。お願いします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

体育館、私は先程申し上げましたとおり、ニーズは大変あるというふうに思っております。今、議員はむだだというふうなお話を、むだというふうな、ただ、体育館の使い方なのですよ、実は。確かに平日とか時間の早い時間は空いております。そこをどう使っていただくかという、ただ、一般の方々といいますか、若い人たちは当然勤務しておりますので、平日は夜7時以降とか、そういうところにどうしても集中してしまうというのが現実です。確かに議員おっしゃるとおり、ならして、利用率を計算すれば確かに100は切っております。ただ、その部分をこれから新しい体育館をつくってもどう使わせるかというのは、我々も、前にもお話ししたとおり平日の午前中とかどう活用するかとか、それはこれからの、いろんな老人クラブとか若い世代のお子さんを持っている方々の利活用をどう図るかというのはこれから更に検討しなければいけない部分だと思います。だからといって文化ホールが優先かと言っても、私は文化ホールをつくらないということではないということです。ただ、消極的だというふうに言われればそうですが、まずは今あったものを建てよう、物事は順序があるというふうなことを考えておきまして、まずはなかったものをつくろうというのが平成20年の時からの話なのです。その当時は文化ホールの話もなかったし、要請といいますか、要望といいますか、請願もなかった、それが体育館の方がその当時、それしかなかったということもあったものですから、その後に文化ホールもというふうな話になって、それはまた別の前期計画の中ではない後期計画の中で検討しようというふうな思いでおりますので、決して文化ホールを拒否というか、必要性を認めていないということではないので、その辺はご理解願いたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

## 2 番（大内政照君）

私は順番を逆にしたらどうかという話をしているのですよ、早い話が、結論を言いますとね。

利用率の話は私も以前、総務教民常任委員会にいた時からちょっと気にしてまして、70%、75%というのは確かピーク時の使用率なのですよ、ピーク時の、全体の、町の四つの体育館。ピーク時が6時から8時だったと思いますね、夜のね。その段階でそういう状況なのです。日中は当然ガラガラ、学校は使いませんからね、長島体育館はガラガラ、そういう状況なのですよ。もう少しデータをしっかり読んでくださいよ。100%なんかいていないのですよ、だから今。100%したという話できますか。もし、100%やるから体育館つくるのだという話だったら、やはりいっぱいだからつくらざるを得ないかという話にもなるのですけれども、空きがあるのに何でまたつくるのだというのが町民の皆さんの考えですよ、思いですよ。しかも、5億くらいが8億いくらに増えてしまって、なんだ、では俺たちの近くの道路を早くやってくれという話が多いですよ。むだなものですよ、私から言わせると、体育館は。もっと先にやるのがいっぱいある。

なおかつ、文化ホールもILCの関係で、平泉が意外と世界遺産と文化都市、文化の町だということが世界にもうアピールされたわけですから、ILC絡みでそういった意味で文化ホールも必要だし国際会議なり、あとはレディー・ガガとか呼んでもいいではないですか、文化ホールに。日本中から集まってくるよ、そのぐらいのタレントを呼べば。日本人でもいいですよ。そういう発想を変えて平泉の全体の経営を考えていかないと町民全体が潤わないではないですか。なぜ町民の立場に立って物事を考えないのか、そこら辺がちょっと残念ですね。だから先程の見込みについても説明はしていると言いながら次世代には負担を増やすということなのですよ、これ。説明は当然黙って聞くでしょう。分からない人はそうですかで終わってしまうのです。ところが、実際その年になって、やはり我々の生活に必要な部分、予算がないのだとなってしまうわけですよ。

それで、もう一つ心配しているのが、やはり分母のところですね。標準財政規模、これは確か人口関係するはずですね。その辺、見込んでやっているとは思いますが、人口も減ってくるわけですよ。そうした場合、この数字が果たして合っているかどうか、それもちょっと心配になりますね。シミュレーションだからしょうがないのかもしれないけれども。だから、将来確実にこうなるよという話、見込みだからという言い逃れも当然するのでしょうかけれども、難しいところですよ。町全体で稼ぐことを考えなければだめなのですよ、使うことばかりではなくて。今、稼げていないではないですか。文化遺産センターだって入場料をとるとかとらないという話がずっと前からあって、実際できてないではないですか、まだ。あれだって稼ぐ一つの手なのですよ。それさえもできていない町長が何でこんなむだ遣いばかりやるのかと思って本当に残念ではないですか。是非、この辺はもうそんなに急ぐことないのですよ。もう少し設計なんかストップして予算も使わないで、3月時点では町民の声を聞いてから考えましょうという答弁だったのだから、予算については一応反対したい気持ちがあったのだけれども賛成しました。町長の考えが変わることを期待して。それが全然変わっていない、逆に変な言い訳しながらやろうとしている。それが町民にとっては非常に残念な感じを受けています。ちょっとこれ反省してもらわな

ければだめですね、言うことが変わっているのです。すり替えて答弁が。ちょっとこれは問題だ  
と思うのです。その辺は町長の考えですから、もう少し町民の声を聞きながら判断していくべき  
ではないかというふうに私は思いますが、ちょっと町長一言お願いします。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

今のむだ遣いだというようなお話がありましたけれども、決して町民に親しまれる、使ってもらえる、やはりそういうふうな施設にしたい、していきますというお話はずっと話をしておりますし、変な言い訳をしているという、何も言い訳はしておりません。そこははっきりお話をしたいというふうに思います。途中で方向性を変えたとか、そういうふうなことではない。町民のご意見を聞きながら、そして進めるというふうなことで今までずっとお話をできて、実際に地域懇談会をさせていただいて、それぞれ不安とか不満とかありましたし、それらも一つひとつご説明を申し上げてきておりますし、その後、私の方には、議員の方にはいつているというふうなお話を聞きますが、私のところには、いろんな形でお話していますが、それについてお話は来てはおりません。是非その辺は、開かれた町政ということでいろんな形で町民の方々の声を聞く会をずっと持ち続けておりますし、いろんな形でお話をしていただけるような環境づくりもやっているつもりです。なかなかそれは町民の皆さんには伝わっていない部分があるかと思っておりますけれども、聞くことだけはやはり一番だというふうに思っておりますので、それも引き続き私はやるつもりです。決して変な言い訳とか差替えしているとか、そういうふうなお話がありましたけれども、そういうふうなことではなく、町民の将来にわたってのやはり健康なり福祉なり、そういうふうなものを大事にこれからも進めて参りたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

町長、そういうふうにお考えあまり変わっていないみたいですが、昨日も3月定例会、6月定例会の町長の答弁の議事録の話も出ているでしょう、出ていますよね。その時言っている内容と、今日言っている内容、微妙に違うのですよ。微妙に違うというのは、受け取る方はすり替えているとしか、答えをね、答弁をすり替えているとしか理解できないのですよ。だから、何となく信頼感が薄れてくるのです。

この地域懇談会の議事録を見てもネガティブな意見多いのですよ、間違いなく。それを理解していながら、なぜ大丈夫だと判断する、私ね、ちょっと理解できないのですよ。だって、人間的にネガティブな意見が出されれば、待てよ、そうかと、ちょっと立ち止まって考えるのが普通の人間ですよ。それを、そういうネガティブな意見も聞きました、はい分かりましたということで、それでもうよそに置いておいて今の自分の考えを通そうとしている。それはちょっと町民に対して失礼だと思いますよ。だって、この421人集まって皆さん、全員ではないでしょうけれども、

意見を話しているわけですから、やはりそれはネガティブな意見をもうしっかり聞きながら、だって賛成の方の意見というのは見た感じあまり、いいだろうなぐらいでしょう、体育館建設はいいのではないですかぐらいの感じの意見が多いような気がします。だから、もう少しこれは検討すべきだと思いますよ。突っ走りすぎ。ちょっと時間を置くべき、いろんな世の中の状況を見ながらいくと、どうも今建設なり着手する時期ではないというふうに私は思います。多分、もう考え変わらないでしょうからそれ以上答弁は結構ですけれども。

ただね、町長が3月定例会でやる方向でいくということで地域懇談会を開いているわけですが、それ以降、どうも教育委員会に丸投げしているような印象を受けるのですよ、いろんな場面で。ちょっと町長、もう少し自分でやろうと決めたのであればもう少し前に出て、教育委員会任せではなく自分でしっかり表明すべきではないでしょうか。ちょっとその辺、いかがですか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

最初の懇談会の状況でございます。ネガティブな意見がほとんどではないかということですが、私は本当に町民の皆様方と直接目と目を合わせてひざを交えて、こちらの思いも伝えましたし、それぞれ出席していただいた皆様方の思いというのは、私はこの文書で表した以上のものがあつたというふうに感じております。それぞれの思いでしょうから、それがそのとおりだとは言いませんが、私とすれば町民の参加していただいた方々の、全部ではないということをお前提ですが、思いというのは私自身その場で感じたということをお踏まえてのことだというふうなことをご理解ください。

教育委員会との関係、これは私も実は教育委員との懇談を今まで全然していなかった、過去にもなかったものですから是非やりたいということで、実は委員長にお願いをして教育委員の方々との意見交換というのを初めてこの間させてもらいました。その中でも、この体育館の問題も当然話が出ましたし、これからも決して教育委員会に全部お願いするのではなくて一体となって、やはり町民の、子供たちの社会教育も含めてこれからも一緒にやってみようというふうな教育委員の方々、そして教育委員会事務局との話も今しておりますので、それは年に何回と重ねてそれぞれお互いの思い、それを話をしながら、将来に向けて運営して参りたいというふうにお考えしております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

予算執行部署は町長部局ですから、そのトップが町長ということで、やはり予算に絡むことが一番大きいわけですからね、だから、しっかりその辺は、特にこういった重要案件については丸投げしないでやっていただきたいと。なんか、いろいろ話聞くと各部署に丸投げしている事項があるようなことも聞いているものですから、是非そういうことはないようお願いしたいというふうに思います。

次回もあるものだから今日はこの件はこの辺にしておきまして、数字についてはやはりちょっと確認してくださいよ、総務企画課長、頼みます。

それから、次、2番目ですね、これ観光商工課長、いかがですか。私ね、最近ちょっと時間あったものだから旅行してきたのですよ。そうしたら、やはり見るところどうかと試してみたら確かにこういった遺跡ね、中尊寺、毛越寺みたいなのところもあるし、時間食うのは博物館なのです。美術館もそうだったわけです。博物館の中で美術館みたいな展示会もやっていたからね。時間結構食うのですよ。そうすると、やはり泊まらなければいけない。ところが、平泉にはそういうものがないために通過型になってしまっているような私は最近どうも印象を受けるものですから、これはどうですか、滞在型を目指してずっとやっているわけですけども、観光商工課長、いかがですか、その辺の現在の状況、説明願います。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

滞在型観光というお話でございますが、やはり今、平泉町の観光の現状といたしましては、中尊寺、毛越寺を見て次の観光地に行くというスタイル、本当に典型的な通過型観光地ということでございますが、ただ、世界遺産登録になりましたからはそれぞれ中尊寺、毛越寺、滞在時間が30分、1時間長くなりましたし、それ以外の構成資産、観自在王院跡とか無量光院等にも足を伸ばしていただきましたので、滞在時間が1時間、2時間長くなっているというのは事実でございます。ただ、それ以上に宿泊を求めるような滞在型ということになりますと、なかなか宿泊施設のキャパ的な問題等々もありますし、いずれそれに伴いまして、グリーン・ツーリズム等々の連携も含めればまだまだ滞在型観光ということにつきましては、平泉町にはまだ伸びしろがあるのかということで、今後それに向けて検討していきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

時間もあれですけども、宿泊施設は確かに今少ないかもしれませんが、そういったやはりいろいろ見るところが増えて時間がかかるようになればホテルなり何なり来ますよ、黙っていても。誘致も何も必要ないです。商売というのは、そういうものやはり早いですから、5年も10年もかかりませんから、役所みたいに。だから、早いと思いますよ。だから、そういう意味での私が言いたいのは、博物館なり美術館なり町立でもいいから、しかも博物館については藤原時代だけではなく古墳時代からずっと始まって現代までね、あってもいいのではないですか、別に。何も江戸時代がなくてもいいことはいいでしょうけれども、あってもいいわけですよ、平泉の歴史として縄文、縄文も大分昔から、もしあればですよ、資料があればそういった展示の方法とか、あとは美術にも絡むかもしれないけれども、古書とかそういった遺物みたいなものとか、やはり発想を変えれば可能性あると思いますよ。私は博物館、美術館というふうには言いましたけれども、ミュージアムですよ、ミュージアム。それでいいのですよ。その中にいろんなものを

時代区分なり行政なり流れで区分したり、いろんな展示の方法あると思うのですけれども、そういうもの必要ではないかと。だって、国立博物館20年やってだめでしょう。あと何十年やれば来るのですか、来ないでしょう、当分は、今の状況では。いくら中央要望したって。私も同行させていただきましたけれども、私の感触、失礼ですけれども、私の感触では当分来ないと思いましたよ。責めどころがちょっと違うのかもしれないですけれどもね。私だったらちょっと別のところを責めたいと思ったのですけれども。それを考えたら、やはり町でそういった文化的な施設をまず小規模であれ何であれつくってみる、進めるということが大事ではないですか。そうした時に、世界遺産絡みで中央の政治家なり文化庁なり文部科学省なりが来た時に一緒にお連れして、平泉町はこういうことをやっているのだけれども、国立という形に拡大できませんかぐらいの話してもいいではないですか。まずなければだめですよ。展示するもの多分あると思いますよ、石器だけではなくてね。いろんな不動明王のあれとか、いろんなものあるでしょう、毛越寺にもあるし、ああいうのも借りてあれしてもいいだろうし、古い家にはいろんなものがまだあるのではないですか。そういうのを掘り出して発掘して町として必要ではないかと思うのですが、これはどなたになりますか、答弁。町長ですか、お願いします。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

平泉町が世界遺産になって注目を浴びておりまして、この間、京都の市長ともお話をさせていただきました。京都はすごいと、ついこの間ですけれども、161の殿堂があるというふうなお話を受けていました。その中にも国立の京都国立博物館とか京都市営博物館、美術館もあるということで、なんと161、私もちょっと名前で、美術館と名前が付くのが29、博物館と名前が付くのが14、資料館、資料室が24という、ミュージアムも四つとかギャラリーが六つ、記念館が7、宝物館と言われる宝物殿とか11もある、それだけでも91、名前がですね。分類できないといいますか、美術館とも博物館とも言えないものがそのほかにもたくさんありまして、先程も言いました161の施設があるのですよというふうはお話を受けて、実は冊子までいただいてきました。それが日本一のやはり観光客を国内外からいただいているというふうな状況も聞いてきました。必要性について私も当然足を止めるし、それがついこの間、鎌倉にも行ってきまして、至るところにそういうふうな建物があつたと。うらやましく思って参りました。ただ、それを町立でつくるかと、それは町からすれば平泉郷土館がそれでした。平泉郷土館をそういうふうな町のいろんな各家庭でずっと使われてきた農作業をしている器具とかですね、そういうふうな家庭で持っていたものを集めて展示したと。残念ながら今は世界遺産に特化した部分しかないのですが、そういうふうなものも実は下の方には眠っております。それをどう皆さんにお知らせするか、それは一つのこれからの方策にかかってくると思います。中尊寺、毛越寺に三衡蔵なり宝物館、平泉レストハウスの方で所蔵している文化史館の2階の方で、そういうふうなところがあるので、そこをうまく活用する、そういうふうなものをやらなければいけないというふうには思っています。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

時間がないので最後の質問になると思うのですが、私が言っている町立というのは、そういった中尊寺、毛越寺とかではないのですよ。別な意味の新しくという意味なのですよ。新しい、例えば今、朴沢先生のところなくなって、ああいうふうな状態になっているけれども、ああいうところを資料を借りるかいただくかして拡張するなり、町内に意外とあるような気がしますよ。なおかつ、今、人が減っているし寂れているなんていう長島の方にもそういうのをどんとつくってしまえば、また観光客は向こうへ行くわけですよ。そういう発想を変えてやっていかないと町全体が活性化しませんよ。今あることは今あることでいいのですよ、それは。何もそんなこと聞いていないです。新しいこと、先のことを聞いているのです、私は。やる気があるのですか、どうです。今の私の考えは。いかがでしょうか。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

今、県の方にガイダンス施設を建設するというこの話を聞いていまして、若干予定よりも期間がかかるというふうな話を聞いております。それが最終的には同じようなガイダンス施設、町で今、文化遺産センターがあるわけですが、それは今、ガイダンス施設がほしいということで県の支援を受けながら整備して参りました。今度、柳之御所に同じようなガイダンス施設ができるのであれば、その中身的にどういうふうなものになるか分かりませんが、同じガイダンス施設であればもう今の文化遺産センターを逆に町のいろんなものを展示する場に変えてもいいのではないかとこのふうなことも実は視野には入れております。ですので、その辺の県のお考えと伺いますか、展示内容も十分検討しながら、先程言いました、私的に朴沢先生がコレクションとして2階の方にあるのも私も見させて、相当前ですけれども、朴沢先生がまだご存命の時にでしたが、それらも見ておりますので、それをどう活用するか、それはもう少し別の形で議論をして参りたいというふうに考えております。

議 長（青木幸保君）

2 番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

もう少し前向きに町立博物館、美術館を検討するという方向で進んでいただきたいと思います。どうもね、内向きなのですよ、発想が貧弱。もっと積極的にやってほしい。だって、長島だって今、人が減っているし、長島の人たちの話を聞くと、やっぱり寂しいという話が多いですよ。そういう町民の声は届きませんか。町民の声を聞きながら運営してくださいよ。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

議 長（青木幸保君）

これで、大内政照議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

---

休憩 午前11時02分

再開 午前11時18分

---

議長（青木幸保君）

再開をいたします。

先程、2番、大内政照議員の質問の中で、地域懇談会の時の資料の数値が違うのではないかというご質問でしたが、若干訂正しなくてはならないようですので、総務企画課長より発言を求められておりますので、ここで発言を許したいと思います。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

先程の一般質問の中の、大内議員からの質問の将来負担比率の過去の数値の確認ということでございました。それで、先程確認させていただきましたけれども、平成22年度の将来負担比率の86.7%につきましては、ご指摘のとおり88.4%という数値でございましたので、これにつきましては訂正をさせていただきますとお詫び申し上げます。

それから、各住民の方々への周知につきましては、10月の広報を活用いたしまして、その中で訂正とお詫びをさせていただくこととしたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

議長（青木幸保君）

それでは、引き続き一般質問を行います。

通告5番、阿部正人議員、登壇質問願います。

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

昨今、私たちを取り巻く世論は、平成23年6月の平泉文化遺産登録をはじめ今年8月23日には国際リニアコライダー、ILCの国内候補地が北上高地へと、また3日前、9月8日には2020年の夏季オリンピック、パラリンピックの東京招致と決定し、併せてこの明るい話題が子供たちや次世代に夢と希望を託するものと非常に期待しています。そして、これらが私たちの生きがいに、勇気と元気をもたらすものと信じます。反面、中には福島原発による汚染水をはじめとする東日本大震災が陰となり復興が遅れるのではという批判もあります。私はいろいろな観点に立ち、今後平泉がどうあるべきかを町民と一緒に考え、町の発展に寄与して参りたいと思います。

そこで、通告しておりました5点について質問いたします。

第1点目、JR東北本線地内法面の環境整備についてであります。

昨年6月にも一般質問していますが、平泉字塩沢から平泉字高田のJR東北本線軌道の法面の草木が景観を害している、また、付近の農作物にも被害を及ぼしている現状に地域住民から反響も大きくなっています。この状況について再度JR東日本へ強く要請する考えはないか。

第2点目、悠久の湯平泉温泉についてであります。



第1件目ですが、2013年、今年度の利用者数及び入館料の現状が対前年度比はいかがか。

第2件目、繰入金は平成23年度、2011年ですね、4,411万円、平成24年度、2012年には518万2,000円、今年度は681万1,000円であります。今後、推移はどう見ているか、また、これに対してどのような対策を講じるつもりか。

第3件目、今後の経営・運営形態はどう考えているか。

第3点目、7月26日、27日、両日発生した集中豪雨による被害対応についてであります。

第1件目ですが、被害調査による現状はどうなっているか、また、今後の復旧対策についてはどうか。

第2件目、被害箇所によっては早急な復旧が望まれているが、今回は特にも小規模の被害が多く発生しているようですが、全てとは言いませんが、その対応への補助には制限があるのか。

第4点目、市町村合併問題についてであります。

思えば2004年、平成16年、両磐8市町村による合併論議がなされました。一時は平泉市とも名が上がりまして、町民の多くは諸手を挙げて喜ぶ一面もありました。しかし、願いも空しく外れ、その後、沈静化し、今日に至っています。

第1件目、こうした中、周囲の環境は、来る平成26年1月には一関地方森林組合と東磐井地方森林組合の合併、また、平成26年2月にはJA岩手南とJA東磐井との合併が予定されています。この諸団体が合併することにより、今後の平泉町とのかかわりについては。

第2件目、一関市長は両磐は一つと言っていますが、平成17年9月には一関地方7市町村による新設合併、更には平成23年9月には藤沢町が編入されて8市町村となっている。平泉町としては、財政も踏まえて今後の合併の考えはないか。

最後の質問になりますが、第5点目、国際リニアコライダーについてであります。

8月23日、研究者で組織するILC立地化協議会会議で国の建設候補地として北上高地と決定しました。この発表について地元、平泉町民、一関市民はもちろんのこと、関係団体、関係者等は大変な喜びと熱気に包まれました。この件について、一関市長は8月26日、いち早くILC推進室を設置し、担当職員に辞令を交付しました。学術都市形成に向けた基盤整備や研究者らの受け入れ体制などの調査検討を進めることにしていますが、平泉町としては今後どのような役割、そして誘致活動を行っていくのか。

以上、町長の明確なご所見をよろしくお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、阿部正人議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1番目のJR東北本線敷地内法面の環境整備についてでございます。

東北本線法面の除草につきましては、JR東日本では景観を疎外することからということでの草刈りはした例はないというふうな話でございまして、運行や隣接する宅地、農地に支障がある場合のみ行っているとのことから、現状では大変難しいとの回答がございました。しかしながら、

今後も当町の特殊性を勘案していただき、機会を捉えて法面の除草をねばり強くお願いして参りたいと考えております。

次に、2番目の悠久の湯平泉温泉についてでございます。

初めに、平成25年度の利用者数、入館料の対前年比についてお答えをいたします。

平成25年8月末での入館者数は3万8,416人、入館料は1,519万5,500円となっております。前年同期と比べ入館者は6,172人で率にして16%の減、入館料は207万4,200円でこちらも率にして13%の減となっております。温泉ブームの下火や景気の低迷、近隣に温泉が開業するなどにより減少傾向にありますし、今年の7月27日の豪雨による臨時休館も一つの要因と考えております。

次に、繰入金の推移と対策及び今後の経営・運営形態についてお答えをいたします。

繰入金は、議員お話しのとおり、当初予算で681万1,000円となっております、決算では平成23年度が476万9,000円、平成24年度は再生可能エネルギー分を除いて1,394万円、今年度9月補正では7月27日の豪雨により、ポンプやろ過装置の入換え工事費追加により868万3,000円となる見込みであります。ただし、工事費等を除いた収益的支出で平成23年度は294万3,000円、平成24年度は1,282万7,000円の繰入れ、平成25年度9月では460万円の繰入れとなる見込みでございます。前段でも話しましたが、入館者数、入館料は落ち込んでおり、平成24年度入館料は、平成22年度比較では3%増、平成23年度比較では19%の減少と、収入について減少傾向で厳しい経営環境にあり、今後も1,000万円程度の繰入れが続くものと見通しております。

経営改善のため、今後も町民の健康維持増進にも役立つ施設として、健康福祉交流館が町民をはじめ多くの方々に一層ご利用、ご愛顧いただけるよう、引き続きポイントカードの発行や各種キャンペーンによる入館料割引などサービスの拡大を図り、運営委員会などで要望がありました送迎バスの運行についても検討していきたいと考えております。

また、従来の運営方式をより改善して安定した運営体制とする必要があり、第三次行政改革プランでは平成25年度に指定管理者制度、あるいは民間委託等を計画していたところで、予定より少し遅れてしまいましたが、関係者も含め指定管理者制度などの検討をより具体的に進めたいと考えております。

次に、3番目の集中豪雨による被害への対応についてでございます。

初めに、被害状況と今後の復旧対応についてお答えをいたします。

今年7月27日の豪雨による現在までの被災状況ですが、公共土木施設で121カ所ございます。うち河川が49カ所、道路が72カ所となっております。農地・農業用施設については149カ所、林道施設が12カ所となっております。対応につきましては、河川は被害拡大防止のため河道閉塞した箇所土砂、立木撤去、道路は法面崩落による通行止め解消及び路面洗掘による通行支障箇所について予備費により応急復旧工事を実施してきたところであります。また、一部箇所においては地元住民の協力を得た箇所、または直営で復旧した箇所もございます。応急復旧した箇所は52カ所で、うち河川が7カ所、道路が43カ所、林道が2カ所でした。今後は補助災害復旧事業で対応予定が27カ所、内訳は河川が19カ所、道路2カ所、農地4カ所及び林道2カ所と

なっております。公共土木施設の残り50カ所については、単独災害復旧工事での対応とし、随時復旧工事を発注する予定としております。農地・農業用施設、林道については、激甚災害と指定され、小災害復旧事業として事業費が13万円以上40万円未満の箇所が認められることになりましたので、行政区長を通じ被害を再調査しているところであります。また、13万円未満の農地災害については、町単独の補助事業で対応して参りたいと考えております。

次に、補助対象の制限についてお答えをいたします。

補助事業には事業費と条件により適用範囲があります。公共土木施設については、市町村の場合は復旧事業費が60万円未満、河川堤防高が1メートル未満、道路幅員が2メートル未満、崩土の除去のみ等は補助災害の適用から除外されております。農地・農業用施設、林道の補助災害につきましても、復旧事業費が40万円以上で、農業用施設については受益者が2名以上必要であり、農地については一部農家負担が生じるところでございます。

次に、4番目の市町村合併問題についてでございます。

初めに、森林組合及びJAの合併による今後の平泉町とのかかわりについてお答えをいたします。

平成26年1月に新生一関地方森林組合が、そして3月にはJA岩手平泉が合併により誕生する予定であります。森林組合及びJAの本店は一関市内であり、JAの支店等も平泉、長島ともに継続されるようですので、町とのかかわりは事務的にはこれまでとあまり変わらないと思われまます。森林組合の合併基本方針及びJAの合併基本構想ともに、合併によるメリットを発揮し、組合員の暮らしと地域農林業を大きく発展するための計画を積極的に示しております。平泉町としてこれまで以上に森林組合及びJAとの連携を強化し、地域課題の解決に取り組み、世界遺産という町の特性を生かしながら、森林や自然環境の保全、担い手の育成や六次産業の支援など、農林業の振興に一層努めて参りたいと考えております。

次に、今後の合併についてお答えをいたします。

先般開催いたしました地域懇談会におきまして、町民の一部の方から同様の質問が出されお答えしたところでございますが、現時点においては合併の考えは持っておりません。平成の市町村合併の議論が盛んに行われた当時、今から10年ほど前ですが、当時は小泉改革、いわゆる三位一体改革により普通交付税が毎年度減額される状況でございました。こうした中で、将来の財政見通しを立てた時に、毎年度約1億円の収支赤字が見込まれることから、このままでは町単独での行政運営は困難であるという結論に達し、最終的には住民投票の末に一関地方合併協議会に加入し、市町村合併を目指したことは議員ご承知のとおりでございます。その後、単独の道を選択して以来、集中改革プランなど行財政改革に積極的に取り組んだこともあり、現在は起債残高、基金残高の状況、実質公債費比率や将来負担比率の点からも健全財政を維持している状況となっております。ただし、国の財政状況は相変わらず厳しいことは変わりありませんので、普通交付税の動向を注視しながら、常に先を見据えた健全な行政運営に心がけて参りたいと考えております。なお、廃棄物処理や介護保険及び常備消防業務につきましても、引き続き一関市と連携しながら取り組んで参りたいと考えております。

次に、国際リニアコライダーについてのご質問にお答えをいたします。

このことにつきましては、I L Cの東北誘致が決定されれば一関にメインとなる施設が建設される可能性が非常に高いことから、8月23日に国内のI L Cの戦略会議の立地評価会議によって北上高地が国内のI L C誘致候補地に一本化されたことを契機に、学術都市形成に向けた基盤整備や研究者等の受け入れ体制などの調査検討を進めるため、一関市はI L C推進室を設置したものでございまして、当面は気運の盛り上げや情報収集など、これまでの取り組みを継続し、正式決定に備えるようでございます。

当町といたしましては、国の動きを注視しながら、関係自治体及び誘致推進団体と連携しながら、このプロジェクトを国家事業と位置付け推進するよう国に働きかけていくほか、正式決定された場合の当町に見合った誘致施設としての交流居住地区やコミュニティセンターなどの検討を行い、誘致につなげて参りたいと考えております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

ありがとうございます。

それでは、今のお答えに対しての再質問を順を追ってして参ります。

まず、J R東北本線敷地内法面の環境整備についてであります。

これは質問のとおり、昨年6月に質問しておりますが、この時には前回、町長も、前回の対応から2年を経過し、草木も伸びており、景観的にもよくないことから、法面の草刈り等については継続して要請していきたいと、こういうふうに答えているのですね。先程の答えの中では、これはJ R東日本の答えかもしれませんが、景観を疎外することからですか、それでこれについてあまり景観について触れていないのだけれども、それで現状は難しいということでございます。これに対しては、ひとつ、地域住民もこの草木の日陰になる部分もあったりして大変な分、または景観もさることながら、やはり危険な、これは普通の人では刈れないですね、工事識者とか、こういう専門的な人でないと刈れないのですね、軌道線上は。そういうようなこともあって、前、亡くなられた今野さんですか、忠夫さんもそうだった、そういうこともあるけれども、誰々で刈れるものでもない、その前にずっとJ Rには認識していただいて刈っていただいているのだという、環境の維持修繕をしてもらっているのだということですから、強くこれはお願いしたいというふうに思います。答弁しておりますけれども、また強くして参るということですが、これは今年はやるのかと思っておったのですが、なんか見事にそのまま過ごされてしまったということですが、2年前はやっていただいたのですね、3年前ですか、3年前にはやっていただいたのですが、本当に1年も2年もやらないものですから、丈が高くなっているのですね。ですから、やはりこれは強くやっていただく、今年中にでもやってもらうように、ひとつ働きかけしていただきたいと思うのですが、その辺、再度お願いいたします。お答えをお願いします。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

J Rの法面の除草につきましては、今、町長が答弁いたしましたように、J Rでは基本的には農作物、あるいは人家等に被害のある場合のみ除草を行うということでございます。それで、平泉町の特殊性ということで、景観上好ましくないという声が多いので何とか法面の除草をお願いしたいという要望をしているわけですが、いずれ現在のところJ Rでは、そういう事情だと思いますけれども、やっていないということでございますので、いずれ町長の話にもありましたように、機会がありますごとにJ Rの方に要望して参りたいというふうに考えております。

議 長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

平成21年の12月に町長は、議会後、現場状況の写真を添付して要望作成したということですが、今回も写真とかそういったものは入れて要請したのですか。また、それと、もし、これはJ Rが怠った場合、これはそのまま保留しますか。その辺、いかがですか。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

私も実は現場を確認させていただきまして、3年前の状況と今回の状況では全然、木が今回も相当大きくなっておりますが、前回のような状況ではないのかと、3年前の状況と現在の状況はですね、その辺もあって、3年前は大変木の丈、法面が草であればいいのです、草ではなくてもう木になっているというふうな状況もありまして、その辺をご理解いただいて3年前は実施していただいたのかと。今回はそこまで至っていないのかということで、先程申し上げましたとおり、やはり平泉の玄関口でございますので、来る時にはJ Rで来た時に何だと、車で来られた時も東の方を見るとちょっと景観上好ましくないというふうな話をいただいておりますので、その辺をJ Rの方にもきちんと伝えて対応していただくようお願いして参りたいというふうに考えております。

議 長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

以前は1年に2回ほどJ Rはやったのですね、私ら、10年、15年前は。ところが、いつの頃にかやらなくなってそういうふうな状況になってしまったわけですが、そういうことで、よろしく働きかけを今後も続けていただきたいと思います。先程言ったけれども、もしやらなければそのまま放置しますか。それはどうですか。東日本が。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

実はJRの方からはJR側でできないと、ただし、町あるいは地元住民の方々に法面を刈るといふことであれば、その場合、警備するJRの職員を配置しますというお話は受けております。現実的にあれだけの面積を町でやるとなかなか大変ですし、また、地域住民の方々だけでというのも現実的には難しいのではないかとこのように考えておりますので、引き続きJRの方でやっていただくようにご要望をして参りたいというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

それでは、課長にご期待申し上げてよろしくお願ひいたします。

それでは次ですが、悠久の湯平泉温泉について、ご説明はお答えもいただきましたけれども、簡単に言わせれば赤字経営ですよ、悠久の湯はね。そういう赤字経営になっていると。ちなみにですが、対策から言っただけ今の入館者数については減少していると、ただし、入館者の推移を私調べてみたのですが、平成24年度は9万1,714人ということですが、平成23年度は10万7,922人、平成22年度は8万7,822人ですね、平成21年度は8万1,241人、このように今、平成24年度分と平成23年については監査委員が申したようにマイナス1万6,188人で15%減なのです。ところが、平成22年度比較すると平成24年度分をです、1万932人増えているのです、増えたことになるのです。平成24年度から比べてという、1万473人、更に増えているということで、これはパーセントは12.9%になります。それから、それはそのまま置いておきまして、入館料もそうですね。入館料は平成24年度が3,641万8,800円ですが、平成23年度は特別4万4,085万3,900円、平成22年度は3,521万2,500円、平成21年度は3,726万6,000円となっているのです。しからば、平成24年と平成23年度は確かに減少して18.8%でございましたね。843万5,100円ですか、減少、金額ね。平成22年と平成24年と比べると120万6,300円増えているのです、3.4%、平成21年度はという平成24年度と平成21年度比べると平成21年度が多いのです、3,726万6,000円ですから、要するに平成24年度はマイナス2.6%、このように、ではこの数字からどういうことをいうかと言うと、例えば平成23年度ね、これは15%、入館者の推移が減です。入館者ですよ、入館者。入館料はという18.8%ですね、3%の比例式ではちょっと違っているのですが、平成22年度はこの入館者が13.5%プラスですね。入館料が平成22年度がだんだん下がって4%の増と、平成21年度も12.9%は入館者の増で入館料がマイナス2.27%という、これをお聞きしますが、1人当たりいくらの原価になっているのですか。分かりますか、担当課長、1人当たりの原価、人数に対しての原価いくらになっていますか、年度別、分かりますか。

では、時間かかるようですから、私は何を言っているかというのは、私出しました、平成24年度が397円です、1人当たり。平成23年度は415円、平成22年度は436円、平成21年度は458円、何を言っているかということですよ。人数が多く来ているのだけれども金になっていないのですよ。何でそれ手を出さないのですかということですよ。というのは、去年にいくらか下

げればお客さんがいっぱい来ると言いましたね、下げました、下げたことよっての原因ではないかと思うのです、1人当たり397円というのは。というのは比率で昨年も一昨年も結構多く収入と原価の対比はいいのですよ。要するにマイナスが増えているから、私はそれを今しゃべっているのですよ、お話ししているのですよ。やはり1人当たりもいくらかかっているか、そこら辺もチェックすべきではないかと思ひます。そういうようなことで、対応ですが、その中身、食堂に原因があるのか、値段を安くしたのに原因あるのか、タオルが入って原因なのか、その原因はつかみましたか、減額の。それについて。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

今議員おっしゃるとおり、平成22年度、平成23年度、平成24年度の比較については、平成23年度は特別だったかと思ひますが、震災のあったことで例えば近くの温泉が使えなかったことで、たまたま不幸中の幸いで平泉の温泉は通常に営業できました。そのことよって入館者数においても入館料についても増額になったというふうにお思ひしております。そして、今おっしゃったように、1人当たりは、そこら辺まで見ていなくて大変申し訳ありませんでした。それですけれども、そのことで今までも平成24年度の入館者がどんなだとか入館料がどんなだという質問もいただいてきたところですが、その時に平成23年度とはなかなか比較できないという説明をしてきたところで、平成22年度と比較しますとということよ今議員おっしゃるとおり、平成22年度と平成24年度を比較すれば入館者数は増えていますという話をしてはいますし、入館料も総体では増えているのですけれども、入館者数が増えた中で、今言ったように経費のことで考えれば実際は入館料は大幅な増になっていないということはそのとおりでございます。それは平泉町の悠久の湯が町民の健康福祉交流館というような部分もありますので、確実に町民が来ているというわけにはならないのですけれども、65歳以上の高齢者だったり時間帯によつて入館料を500円から300円にしたりとか、時間を5時間500円だったのをまたそれをずっと300円にしたというような、そういう状況でやっておりますので、入館者に比べれば入館料には反映されていなかった状況だと思ひしております。

それから、今お話しされました食堂が原因かということですが、食堂につきましては、やはり入館者が増えるということよ食堂の利用は上がっている状況でございますので、例えば平成22年度の食堂の売り上げですと650万円程度で、それから平成23年度が800万円という、そのとおり平成23年度の特質な部分があったと思ひます。平成24年度は689万円ということよ40万円近い増となっておりますので、それは多くの人たちが入館して食堂も利用していただいたということよ思ひしております。また、食堂に限らず温泉の中にはゆうゆうということよ売店も入っておりますけれども、売店の方もそういうふうにお客さんが入ることで、平成24年度と平成22年度比べれば入っているのかと思ひしております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

いや、この理由は、さっき抽象的理由、例えばキャンペーンとかキャンペーンをもう少しやったらとか、それからポイントカード、それから送迎バスとか言っていますが、本当に具体的な対策というのは分からないですかということをしているのです。人数が多くても金になっていないのでしょう、粗利益が。いっぱい人数やったら空振りなのですよ、これ。値段を上げたらいいのではないですか。というと、ひとつ時間もあれですから、保養センター、かんぼの宿は時間は、今、かんぼの宿とか真湯温泉、時間の関係であれですけども、かんぼの宿というのは大広間、金を取らないのですよ、個人は取るのだけれども、それで600円なのですね、ずっと。真湯温泉だってそう、大広間はですよ。平泉はうんと難しいような、何時から何時までいくら、何時から何時いくらと取っていますよね。それを工夫してみたらいかがですか。いずれにおいても、そういう時間ではなくて個人の場合はお金取るということ、個人室の場合は、そういうような考え方もアタックしてみたらいかがですか、チャレンジして。そういうことで、また進みますが、これ一体いかがかということをお聞きしますよ、これに対してね。同じ時間帯に関係なく一定にしたらいかがですかということに対してお答えくださいよ。

それから次に繰入金あります、これ。繰入金の減少、実際的にはこれは平成24年度4,407万7,000円です。平成23年度が400なる、これに対しては町長からお話あったように、3,930万8,000円が再生可能エネルギーの方に回すと、いずれこういった諸々、では4,400万円を繰入れしない場合には収入済みと支出済みとを計算していますか。計算すると、繰入金残すと4,407万7,000円引くと4,625万9,196円が収入なのですよ。払いが6,957万円で実質的には不足額が1,274万7,761円なのですよ、実質的にはね、こういう計算なのですよ。平成23年の場合、そういうふうにして収入済みが6,179万4,595円、繰入金が1,682万6,000円でこれらを諸々やると本当の収入が4,496万9,495円、4,496万9,000円ですね、これから支出済みが6,062万7,050円ですから1,556万5,755円の赤字ですよ。こういう計算なんかしていますか。何でも面倒くさいからだけれども、私は他会計から繰入金借りてくる、そんなの考えなければ、入ってこないとして収入と支出を比べていくらになっているのだということは対比していますか。時間もないですから。

議長（青木幸保君）

それでは、質問の途中ですが、昼食休憩に入らせていただきます。午後は青山町民福祉課長の答弁から再開したいと思います。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

---



議長（青木幸保君）

それでは、再開をいたします。

引き続き阿部正人議員の質問を行います。

それでは、青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

最初に繰入れということですが、先程も町長が答弁の中で話していましたが、ポンプ等の購入とか工事とかも含めた繰入れでは平成23年度が476万9,000円、平成24年度は1,394万円、それから平成25年度、今の時点では868万3,000円となる見込みということで、これについてはこれが歳入と歳出で歳入不足になる部分というのですか、赤字補てんの分を一般会計から繰入れをいただいているということでございます。議員おっしゃるとおり温泉経営はそのとおり赤字ではございますが、金額的にはこのような数字でございます。

それから料金についてだったのですが、悠久の湯平泉温泉につきましても大広間については無料でももちろんやっております。議員がおっしゃるとおり、貸し切りの使用料で和室の大きさだったり時間でいろいろ細かい部分を設けているところでございます。ですが、実は去年、平成24年ですが、世界遺産登録1周年記念キャンペーンということで時間制限なしの大人の入館料500円というようなこともやってみました。それで、多くのお客さんに入ってもらいたいという部分でそういうことをやっています、若干効果はあった、多く入っていただいたかと思ひますし、先程も言いましたが、食堂の売り上げの増なんかもつながった部分がそういうキャンペーンをやったことだと思っております。

もう一つ、料金を上げたらというようなことも話は出たのですが、例えば平泉の温泉につきましても、今サウナはございますが、近隣にありますように露天風呂だったり電気風呂みたいにそういう設備的なところでもないというのか、比較ができると思うのですが、そんなこともありますし、まだ今その料金を上げるとか、そういう検討までは至っていませんし、また、今後、町長も話しましたが、民間委託とか指定管理者等なんかのことも考えていくとすれば、今すぐ料金をどうのこうのではなくて上げるというようなことではないかと思ひます。何度も話しますが、利用者に来てもらうためにキャンペーンをしていったり、平成25年度ですと7月から9月までの限定でプレミアム商品券というか券を発行して普通の回数券よりも少し安い、単価を安くしたりして多くの皆さんに利用してもらうというようなことをしたところです。

それからもう1点ですが、先程、1人当たりの入館料、多分議員おっしゃった、ちょっと私もその数字よく分からないままであれだったのですが、入館料に対して利用者の入館者数、入館料から1人当たりの入館者数の割合を出した金額を議員がおっしゃったのかというふうに思ひます。確かにそれでさっきも言ひましたけれども、いろんなキャンペーンをして多くの利用者に使ってもらうということで、1人当たりの歳入が減ってきているのはそのとおりでございますし、逆に例えば歳出の部分でも経費節減のために一般管理費とかは少しずついろいろ経費を節減しまして減少したような状況でございますので、そういう努力はしているつもりです。

以上です。

議 長（青木幸保君）

3 番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

今、1人当たりということは入館者を、入館者数ありますね、それで入館料を入館者数で割ったのです。そうすると平成24年度はさっきお話ししたように1人当たりが397円だよと、それから平成23年度の10万7,902人来た時、こんな人数来た時さえ1人415円になっているのだよと、これは下げる前ですよ。だから、そういうことでここに20円、30円という開きあるのですが、平成21年度には458円だよと。1人50円上げても500万円だよと、例えば、そういうように入る金もやはり考えていかなければならないのではないかと、単純にですよ、単純に。ポンプとかなんかではなく単純に入って、お客さん入れて金取ったのと出したのを単純に計算すると実質赤字だよと、実質そういうお金になっていくよと。そこで工夫をして、そこでだけれども、平成25年には指定管理者制度、あるいは民間委託を計画しているという町長の答弁でございます。これは平成25年度中に計画だけ、平成25年度中にやれるのですか。計画だけですか、これは。いつをこれは指定管理者制度、こういう赤字の中ですが、いつ、何年度にやれるのですか、この民間委託。以前は文化遺産登録なってからいろいろその辺は折を見て考えましようということでしたのですが、これも経過も過ぎていますが、その中で判断をすべきではないかと思うのですが、いかがですか。これは町長の、これは何年度に目標は、お願いします。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

町民温泉については先程ご答弁申し上げましたが、大変厳しい、経営というふうな意味では大変厳しい状況になっております。ただ、この悠久の湯平泉温泉については、町民の健康福祉の増進を図るという基本的な部分はそこにあります。これを最初から営利目的で儲けを中心に事業を行っているものではないということはまずご理解いただきたい。ただ、その中で当然経営というものやはり大事だということも承知をしておりますし、ただ、それによって町民への理解といいますか、今まで利用していただいた方々にやはりもっといいサービスを提供する、そのために金額を上げるということではないというふうには思っております。ですので、その辺は我々も経営的なところが不足しているところも若干あるのかということで、指定管理者で経営するというのも一つの考え方だろうというふうに思っております。最近ですが、関係する方とお話をし始めたところでございますので、まだそれを明確にいつということは現段階では申し上げられませんが、今申し上げましたとおり、経営的なところをアドバイスなり指定管理者というふうな形がどうなのかも含めて具体的に今し始めた、そして事務段階でもう少しその辺の情報交換をしていくというふうな状況にあるということなので、時期については現段階では明確にお答えはできません。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

いずれ、不足額は平成24年に1,200万円、私はいろいろ単純に入ってきたのと出ていったもの、繰入金を除いてですよ、平成23年は1,500万円、平成21年、これは累積どんどんなるのではないかと思いますよ、これは。さっきポンプどうのこうの、800、900万円と言っていますが、単純に例えば、いずれそういうことを加味して町長も5番議員からいろいろ健康福祉交流館については同じような質問あったはずですから、その都度その都度考えましょう、考えましょうと、やはり目標を持って考えていったらいいのではないかというふうに思います。

それでは、次に健康福祉交流館についてはこのぐらいにして、次に3番の集中豪雨による対応ですが、時間もありませんからあれですが、これは1番議員がお話しして重複する件もありますが、ただ、先程参考になって大変一関と比べてよかったということは、答弁にありますが、13万円未満の農地災害については町独自の補助で対応しますと、これについては全て対応するのですか、13万円以下、申請したものに対して。小災害がいろいろいっぱいあるものですからこれは喜ばしいことだろうと思いますが、この農地災害、この辺については、先程の答弁、13万円未満の農地災害については町独自の補助制度で対応しますということで、これはそういう考えでよろしゅうございますか。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

農地、そして農業施設ありますが、13万円以下全て対応したいというふうにも考えておりますが、いずれ要件ですね、補助金を出すということでの考えでおりますが、その要件については今細かいところを検討中でございます。ですから、全てという形にはならないかと思います。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

なかなか言葉というのは難しいものですね。いや、私はいろいろね、一関市の補助、1番議員がこの間話したように、これはいずれ40万円以内、2分の1、これは普通の市道とかなんか、これはね、普通のものについては補助2分の1やりますよと、事業費が13万円以上40万円未満の箇所が認めることになったということですから、これはよかったと思います。それ以下のものいっぱいあるのですよね。だから、これの判別が難しいのだと、協力してほしいと。農地災害の方々、なかなか今、一家の親父さんだっただけを持ってやるなんていうことはなかなかやなくてほかの人頼んでやっているのですね、他の人を頼んでね。だから、本当に今、水管理もなかなか私らさえも水口止めないで、いっぱい来てそれを越えたり何なりして本当にそこの土手が崩れたりしているのが今日なのですね、勤めたり何なりしているから、若い人たちも。そのあたりはとくと考えていただければいいということですが、それはあとから再度答弁いただきます

が、それとこの間、大沢温泉の件、ねずみ沢線出ました。1番議員も話しましたが、大変な生活のあれまで来たようですが、それで昨年、このねずみ沢線で議会の懇談会で地元から私ら聞いておりました。そして、私も一般質問にしているのですが、大沢線の道路改良を早くしたらいいのではないかとということで、早期に進めてもらいたいということで質問しました、道路ね。昨日はこのねずみ沢線の道路、平成28年ということ出ましたね。前の私がお話した時の答弁にはこういうふうに書いてあります、議事録には。町長ですよ。新平泉町総合計画前期計画で計画する方向で検討している、こうしゃべっている。それから、建設水道課長の答弁では、町長がお話しましたように、平泉町の総合計画前期計画、平成17年度までの計画に入っておりまして、その時期においてはその中の後ろの方の予定と、こういうふうに書かれてありますから、私が何を言わんとするかというのは、そういう災害については早期にやはり1年も早く、平成26年度にもやるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

道路事業につきましては、それぞれの年度ごとで今、地域の要望なり地権者のご理解等々で変わってくるのも事実です。今までもそういうふうな形でやっておりますし、それが当然財政的なところの裏付けも当然必要になってくるので、その辺の1年、2年の前後は当然出てくるものだというふうにご理解願いたいというふうに思っております。

それで、先程申し上げましたねずみ沢線と大沢線のちょっと確認ですが、ねずみ沢線については先程申し上げましたとおり、今の将来計画といえますか、今の財政計画の中でねずみ沢線については平成28年を計画をしているというふうに、あくまでも計画ということでご理解願いたいというふうに思いますし、大沢線についてはこの間のボックスの浸水及び路面の洗掘で車両が通行できなかったということで、それはもう具体的に検討し、これから検討して参りますし、平成26年度あたりには事業化できるのかというふうなことで先程ご答弁申し上げたところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

時間もあれですが、いずれこのような議会懇談会でも地元要望ありましたから、私たちはそれを、やはり町民の要望ですから、それに対してそれをお答えしたと、早期にやはり改良というか修繕を望むものです。よろしくをお願いします。

時間があれですからですが、それから次に進みます。

市町村合併、これについて答弁もいただいております。ただ、この中で平泉も人口動態の推移を見ますと、10年の推移を見ますと1年に大体平均80人ぐらいずつ減っているのですね。平成13年から平成22年まで平均とりました。約78人ぐらいですが、そうするとやはり先を見

据えるとなかなか大変だ、町長の自立ということですから、これはそれなりの決意でもってやられるにはそれなりの健全化率、やはり財政も、平泉の財政も伴ってくるだろうというふうに思います。これ、ちなみに先程の公債費比率が平泉が13.7ということですが、これは町村ではうんと低いというわけではないのですよね、13.7は。岩手県の平均が13.6ですから、岩手県市町村のね、それから将来負担率だつてのそのとおりです。将来負担率は県の平均が平成24年には76.2です。平泉は79.2ですよ。それでゼロのところもあるのですよ、5番議員か誰かが言いましたけれども、住田町、山田町、野田村、九戸、これはゼロですよ。町あたりでは、町村あたりでは将来負担率ないのですね。時間なってきましたが、いずれ更なる自立の決意を一つ聞いて、I L C については次の機会にしましょう、時間あれですから。町長の並々ならぬ平泉町としての自立、何年後の財政を模索しながらその決意のほどを聞いて私の質問とさせていただきます。その決意をお願いします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

自立の決意というふうなお話ですが、いろいろと平泉の合併に対する歴史はすごく私も重く受けとめておりまして、町民もそういうふうに思っているかというふうに思います。当時のことをあまり話をしたくないのですが、やはり財政が大変厳しいという中で、選択肢の中でそういうふうな方向に進んだのも事実でございますし、その後、自立をせざるを得ない、そういうふうな中で町民の方々に大変ご迷惑をおかけしながら、まず集中改革プランもおかげさまでそれが結果として今の財政が合併しなくてもいいような財政にもなっていると、それを引き続き我々も行政もいろんな形で頑張りますが、町民の方々にその辺のご理解は是非していただいて、町がではなくて町全体としてそういうふうな機運がやはり持続させる、そういうふうなものがこれから必要なのかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

これで阿部正人議員の質問を終わります。

それでは、通告6番、佐々木雄一議員、登壇質問願います。

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

それでは、先に提出してあります主に4点についてご質問いたします。

初めに、公契約条例について質問するところでありますが、この件については平成22年3月定例会において高橋幸喜議員が質問しておりますし、平成17年9月定例会においても公契約法の制定に関する意見書が採択されているものであります。長期のデフレ経済下において安易なコストダウンと受注のための下等競争により受注価格の低下が続き、結果として企業の弱体化と労働者の賃金、労働条件が著しく低下し、このことにより公共事業にも質の低下を招く悪循環が現れてきております。公契約は、国や地方自治体が行う売買、賃貸契約、請負、委託等の契約であ

り、この実施には効率的で透明性が求められており、ディーセント・ワーク、働きがいのある人間らしい仕事の実現と年齢、性別、障害の有無にかかわらず、働くことを通じて参加が保障される社会の実現が期待されているところであります。この公契約条例制定には、受注先の労働者の賃金や労働条件の低下をさせることなく、工事等の品質確保をするための手法として全国各地で制定されてきておりますが、当町では取り組む意思はありますか、お聞きするものであります。

次に、黄金沢企業誘致用地についてお尋ねいたします。

平成24年12月においては企業誘致用地であり、工業団地として促進されるという話をしていたのですが、平成25年3月には売電を主体とする太陽光発電であるメガソーラーに変更されました。その後、建設に向けた進捗はどうかお聞きします。また、完成時期の予定と発電量、売電予想量等の情報も開示願いたいと思います。

次に、教育行政についてお尋ねいたします。

平泉町において大型の施設の多くは教育委員会が所管する施設であります。しかも、重要な施設が数多くあるところでありますが、教育施設の運営管理はどのような指針で行っているのか、また、学校施設と社会教育施設の区分を何に基づいて掌握し、管理しているのかお尋ねいたします。また、教育委員会として体育館の建設の地域懇談会において、住民の間にも平泉町の文化施設は十分であるかという声もありますが、その教育委員会としてどのように考えておられるのかお聞きいたします。更に、小学生の通学についてであります。現在、低学年においてはマイクロバス通学と公共交通バスを利用した通学の2通りの方法がとられております。これは分校廃止に伴う経過措置だと記憶するものですが、当時から保護者から言われてきたところですが、2年生まで定期券で補助があり、自転車通学する4年生までの1年間、補助できないかという声が継続してございました。これらは自動車交通量の増加等の環境も変わってきておりますから、これらのバス通学の見直しを検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上、3点についてよろしくお願ひいたします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、佐々木雄一議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1番目の公契約条例についてであります。

公契約条例についてでございますが、現在、岩手県及び県内市町村で制定しているところはありませんが、制定に向けて検討、研究中の市町村はあるというふうな状況でございます。議員ご案内のとおり、この条例の趣旨は、町が発注する一定額以上の建設工事や委託業務について、それに従事する労働者の賃金に下限額を設け、労働者の労働条件を守ること、自治体発注の仕事でワーキングプアをつくらないこと、それから公共サービスの安全と質の確保ということで理解をしております。この趣旨からすれば必要性は十分認識できますが、制定に向けては事業者側の懸念として、労働者賃金を条例で規定されればコストの増につながることから予定額の改善が必

要なのではないか、行政側の懸念として、公契約制度の導入による新たな業務量の増加による賃金コストの増、設計額の増につながるのではないかと、労働者側の懸念として、賃金が下限額、各県で制定している最低賃金に張り付いてしまうのではないかなど、様々な課題が考えられますことから、条例制定自治体の運用状況や今後の他の市町村の対応状況など引き続き研究していく必要があるものと考えております。

次に、2番目の黄金沢企業誘致用地のご質問でございます。

メガソーラーの進捗及び完成見込みと内容についてでございますが、メガソーラーにつきましては3社から事業提案がありましたが、今年の7月23日に開催されました黄金沢土地開発地権者会委員会におきまして1社を選定し事業推進をしております。現在、東北電力と事業認可の協議中であり、10月には東北電力として事業認可できるかできないかの回答がなされる予定となっております。事業認可が可能となれば、その後、東北経済産業局への認定申請を行い、設備については平成26年度の設置見込みとなっております。事業費はおよそ35億円を見込んで聞いております。東北電力との協議結果により事業認可可能となれば、12.6キロワットの発電量で一般家庭での消費電力に換算しますと約3,800世帯分の電力を賄う規模の発電所となる見込みであります。なお、買い取り価格につきましては、今年度の東北経済産業局の事業認定となれば37.8円／キロワットアワーの価格で買い取りが行われることとなります。

私からは以上でございます。

議長（青木幸保君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

4点にわたります教育行政についてのご質問にお答えいたします。

1点目の教育施設の運営管理について、どういう指針で行っているかということでございますが、教育施設全般に共通した指針は設けておりませんが、学校施設については小中学校管理運営規則で、公民館、図書館、文化遺産センター、町立体育館及び町営球場等の社会教育施設については、各施設の設置条例及び規則等に基づいて管理運営を行っているところであります。

2点目の学校施設と教育施設の区分をどのように把握、管理しているかということでございますが、学校施設と社会教育施設の区分については、それぞれ学校教育法及び社会教育法に規定されているところであります。また、社会教育法では図書館、公民館、博物館などを社会教育施設としておりますが、明記のない体育施設などについても、社会教育の趣旨である生涯学習を目的とした施設として、社会教育施設の関連施設として区分されております。施設の管理についてはそれぞれの設置条例、規則にのっとり、施設の設置目的が果たせるような管理運用に努めているところであります。

3点目の文化施設は当町において充足しているかというご質問でございますが、文化施設は芸術文化振興、生涯学習の拠点としての役割を担い、本町にあっては図書館、公民館、文化遺産センター及び集会施設としての役割を持つ平泉小学校の体育館等があり、それぞれの役割を担っているものと認識しております。一方、絶え間なく変化する社会情勢の中にありまして、住民の意

識変容や今後のまちづくりの方向性を勘案した場合、効果的な活用のための改善や施設の一体化などの課題があると捉えており、今後どのような施設をどのような規模で整備していくかを総合計画後期計画の策定に併せ検討していく必要を感じているところであります。

最後に4点目でございますが、バス通学定期券補助制度の見直しについてでございます。

現在、バス通学定期券の支給事業については1区、8区、9区、14区に住所を有する小学1、2年生の児童に定期券を支給しており、今年度は1年生21名、2年生19名、計40名が対象となっております。また、自転車通学の許可は小学校4年生以上となることから、小学校3年生の通学については保護者負担となっております。この事業の運営については、先の3月定例会の席上、大内議員からの提案もあり、現在、バス通学定期券の支給を小学校3年生まで拡大できないか検討を行っているところであります。今後、新年度予算編成作業の中で具体化していくこととなりますが、子供の居住する環境によって保護者の経済的負担に差異が生じないように配慮していきたいと考えているところであります。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

公契約条例については、実質やる気がないように見受けられますが、この必要性については認識するというところでございますけれども、現在のワーキングプアと言われる人たち、働いても生活保護以下の状態で働く環境、それらを改善するためにも公の契約、公契約でやる工事なりそういう委託事業なりはやはり生活基本の部分を含んでおりますから、これらについてやはり相当気を配らなければならないと思うのですが、それでここで言われているのは先行して実施しております千葉県野田市とか川崎市があります。それらはちょっとタイプが二つのタイプ、それぞれ違うのでありますけれども、コストの面から言うとこれは条例のつくり方一つだと思うのです。要は行政があればこれも条例で決めてそれを監視するというのではなくて、今、労働者なり第三者なりの申告があつて調査し指導するというふうな条例も全国では出てきております。ですから、コストの面だけを言うのではなくて、そこら辺も含めて考える余地があるかどうかお答え願いたいと思います。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

公契約については野田市を参考、見させていただいておりました。それは今も変わらない条例だというふうに思っています。ただ、町といたしましては当町が発注する事業、最近では一番大きいのが平泉中学校の発注でしたが、それ以外は全部町内業者に発注しているということ、あとはその内容について各業者との連絡会議ではないのですが、要望等に来て役場の方で意見交換する場がございます。そういうふうな中で、今心配している状況下には当町はないものだというふうに思っております。と言いますのは、先程申し上げましたとおり、町内の業者が、従業員が



町内の方がほとんどだというふうに聞いておりまして、その中で従業員としての町民からも特に不具合といたしますか、そういうふうな大きな問題として捉えていないという部分も実は情報としては聞いておりますけれども、そこまで大きい市とかそういうふうなところであればちょっと目の行き届かないという部分があるかと思えます。その辺は今後の発注形態もどうなるか分かりませんので、今の状況の中では小さいところはそこまでいなくても十分対応できるのかというふうなところも実はあります。ですけれども、先程申し上げましたとおり、他の市町村の状況を見ながらそれはつくる必要性があると、本当になればですね、公契約法に基づいたその条例というの、公契約法ではないです、公契約条例をつくる必要性が出てくる時には検討はしてみたいと。いずれ今、先程申し上げましたとおり研究していく段階だということでご理解願えればというふうに思います。

以上です。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

研究しているということですから、千葉県野田市、川崎、そのほかも結構出てきていますから、つぶさに研究していただいて、是非とも、確かに中学校などはJV組みますから、そういう部分での件数は少ないことは確かです。ですが、やはり条例があった方が一つの支えというか、企業に対する掲示になるというか模範となるような部分があるわけがございますし、ましてや今後これら、やはり男女共同参画も含めてそういう部分に関しても、やはり公契約が一つの条例があることによって企業に対してもやはり一つの歯止めになるというふうに思いますので、是非とも研究を進めてもらいたいというふうに思います。

次に、黄金沢企業誘致用地の関係でメガソーラー3社から1社に選定したということですが、これは平成27年度の設置見込みで本年度の事業認定がなれば37円80銭のキロワットアワーで売電できるという理解でよろしいですか。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

平成25年度中に東北電力、あと東北電力の事業認可等を受けられるのであれば37.8円の売電となりますし、それを受けまして経産省、あとは県の林地開発等々の許可が下り次第、平成26年度からは事業着手できるということでございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

そうしますと、事業費35億円見込んでおりますが、これの事業形態をどのようにされるのか、地権者と当町の割合とかどういう形態でそれらを運営するのかというのをお知らせ願えますか。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

事業用地につきましては、メガソーラーの会社と土地の賃貸契約を結びます。事業につきましてはメガソーラーの業者が行いますので、事業費35億円につきましてはメガソーラーの会社が全てそれをもって事業をするということになってございます。

議 長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

土地賃貸でメガソーラーの会社が35億円の事業費で工事をすると。そうしますと、事業者、先日のお話でもメガソーラーによって固定資産税が増えるということですが、確か3年間の猶予があるように経産省のホームページにはあったのですが、それらを活用できるのかどうかということと、一関と平泉にまたがっているがために固定資産の額が違うというふうに聞いておるところですが、それらの違いをどのようにするのか、地権者からは一関に合わせてくれというような声もあるやに聞いておりますが、そこら辺、今後どのような形にするのかお聞かせ願います。

議 長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

固定資産税の一つは課税標準額の関係でございますが、現在、隣接する一関と黄金沢の課税額が違うということがございますが、現在、不動産鑑定士にお願いしまして、あの地区の土地の評価をしている最中でございます。その後、評価額ができてき次第、一関市と協議すると。それで極力同じような方向で課税標準額を定めるということで協議しようという話になっております。

それから、先程お話ありました3年間の課税免除ということがございますが、多分経産省の再生エネルギーの特例の認可を受けますと課税標準額が3分の1減額になるというものかと思いますが、認定を受けるかどうかによりますが、認定を受けたとすれば3年間、3分の1の減額になるものと思っております。

議 長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

これによって当町の負担なく土地賃貸の収入が入るという理解をするところですが、そうすると当町のこのメガソーラーの、土地を均等でやるのか、どういう分け方をするのか分からないのですが、当町のそういう町の負担がなくて土地賃貸はいかほどになるのですか。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

メガソーラーが入ったことによります賃貸料につきましては、面積、町有地が5万7,000平方

メートルあります。今のところ賃貸料が80円前後ということでまだ分からないですけども、前後という話でございますが、大体450万円くらいの賃貸料ということで今考えてございます。ということでお話しされております。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

町長は企業誘致によって若者の定着をと言われてきたのですが、このメガソーラーにすることによってそういう人口流出を止めるような人数になるかどうかと、私にはそうならないような気がするのですが、その方針転換をした心境などをお聞かせ願います。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

黄金沢の企業誘致用地については、当初は企業誘致を目指そうということで地権者の方々とそれぞれ議論をしてきたところですが、いろいろな事情がありまして企業誘致はなかなか難しいというふうな話になりまして、今回、メガソーラーへの方向転換をした方が、地権者もいつ企業が張り付くかというふうなその不安もあったというふうに聞いておりまして、そういうふうな意味では活用といいますか、事業化できるというようなことは大変地権者もいいですし、我々としても町有地の抱えていることもありまして、この方向で進めようということで現在行っているところでございます。

そこで、当初予定しておりました若者の定住化というふうな、雇用の場の創出ということではありますが、また町としては別な形、現在ある高田前の工業団地もありますし、それへの企業誘致を一層強力で押し進めようとして参りますし、そのほかにもいろいろと定住化、雇用の促進というような意味では、次の手だてもやはり考えていかなければいけないのかというふうなところで今、私としては考えているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

このメガソーラーの事業費は35億円ですが、これらの地元雇用というのはあるのかどうかです、何人ほどでこれらを管理運営する予定になっているのか分かればお知らせ願えますか。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

7月に地元説明会ということで、ソーラー会社の方が来て説明した中では、地元の雇用というのは維持管理、例えば草刈りとか見回りという形でそういう雇用もあるということで、大体2名から3名というお話は聞いておりますし、それ以外の維持管理につきましては地元で法人をつく

って管理運営するというお話は聞いてございますが、詳しい話については、詳細についてはまだ分かっておりません。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

分かりました。是非ともものになるようにしてほしいと思いますし、もう一つ、このことによって当町の土地、賃貸は分かったのですが、固定資産の増をどのような額に見積もられているのか、おおよその額、分かるのであればお願いします。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

償却資産に対する課税になろうかと思いますが、今35億円ということでございまして、耐用年数と、あるいは取得価格が若干変動なるかもしれませんが、単純に35億円で計算しますと約年間3,000万円ぐらいの固定資産税の収入になるかと思いますが。ただし、これは毎年減少していきますので、一番高い時でこのぐらいになるものかというふうに算定はしております。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

そうしますと、企業誘致の時に、3年でしたか、5年でしたかの免除なりは、これは適用しないという考えでよろしいですか。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

今回のケースにつきましては、企業誘致には当てはまりませんので、奨励条例の適用は当てはまらないということです。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

それでは、次にいきたいと思いますが、教育委員会においては公民館はじめ図書館、文化遺産センター、体育館、野球場と大きな施設を管理しているのですが、これの管理ですね、私の記憶によれば、平泉町体育館を壊す時に次つくるといような話は一つもなく来てように記憶しておりますが、教育委員会としては、例えば余剰の教育施設があるかどうかとか、利用率なりそういう部分での管理は数値的管理は当然やっているものと思うのですが、今回の体育館建設にあたって当町で不足しているものは体育館だけだという結論だったのですね。そのところを確認しておきたいのですが。

議 長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

体育館につきましては、町立体育館が花立地区にあったものが取壊されたということで、早急に補充をということで建設という形になっておりまして、ほかの施設については、先程教育長からも申しあげましたように老朽化、それから小さい施設というようなところはありますが、現在のところ、その役割は果たしているものというふうに認識しております。

議 長（青木幸保君）

8 番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

補充という部分は分からないでもないですが、現下の情勢の中で人口減の中にありますし、高齢化率も31.8%にもなって、今後のそういう運動をする人の動態調査も当然やってしかなるべきだと思うのですが、この件についてはそれらをやっておりますか。

議 長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

総合計画の策定時に町民アンケートということで、スポーツ振興にかかわらず全ての項目においてアンケート調査を行っておりますので、それをもとに事業を進めているところでございます。

議 長（青木幸保君）

8 番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

分かりました。

それで、アンケートによって体育館としたという、その数字ですね、アンケートの結果はそう文化的施設と大差なかったと思うのですが、『特にほしい』『普通』の中でどのような判断でそのアンケートを分析され、体育館にしたのですか。

議 長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

過去の経緯もございますので、私の知る範囲の中でお答えを申し上げますが、今おっしゃるように文化施設、それから体育施設については、今、手元に資料がないのですが、必要だというようなアンケート調査にはなっていたと思います。その状況を踏まえて建設とか現在の事業を推進しているということです。また、一方では高齢化、それから人口減少といった部分もありますが、それをそのままの状況にしないで、今後、人口増対策、定住化対策の一つの施策にも結び付けたいということで体育館建設というものが出てきたというふうに記憶しております。

議 長（青木幸保君）

8 番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

いや、ここで町当局は従来から体育館とか文化施設の論議の中で、もう最初から文化施設は金がかかる、つくったらランニングコストがかかるからつくらないということでずっとやってきました。この間、教育民生常任委員会で朝日町の同じぐらいの、7,000でしたか、同じぐらいの町に行ってきましたが、文化ホール400ちょっとプラス周りも含めれば600ぐらいになるのですかね、見てきましたが、平泉町は平泉小学校の移動式で間に合わせておりますが、やはり音響もさることながら遮光することによって集中するという環境がありますし、やはりその雰囲気というのは全然違うし、当町においてこういう施設があればいろんな展開ができるというふうに私は見てきたところであります。

例えば当町において世界遺産で200万人になってどんどん減ってきておりますが、この当町において世界遺産に登録された趣旨に、平泉一浄土を表す建築庭園及び関連する考古学的遺跡群の趣旨が今の観光している人には、なんか中尊寺、毛越寺を見て、中尊寺でも金色堂を見て感動したということで帰られておりますが、本来的であれば県がビジターセンターなりをつくって、その意義を分かるような状態で観光というか、世界遺産を見に来た方々に分かるような施設が本来あればいいのですよ。ですが、こういう状況、例えば総合計画をつくる時には世界遺産になるかならないか分からなかった、ましてや、震災などあると思っていなかった状況、またILCについても話すら見えなかった状況ではあります。その出発点が違うと、平泉町に必要な施設が何なのかという時に、私はやはり多目的に使える、例えば先程言った世界遺産で来る方、飲食店も含めていろんな施設がどんどん閉鎖なり廃業しております。こういう時に食べるもの、食べさせる部分でも、このホールなどは朝日町では小さなテーブルが、あれは飛行機に座った時に出すようなテーブルでしたけれども、メモ程度だとは思いますが、それらを使うと400～500の方々、ビデオなり、そういうものを見ていただきながら食事も可能だというふうに、平泉の場合ですね、そういう可能性もあるというふうに思いますし、稼働率だけ気にされておりますが、例えば町民1人当たりの負担額、体育館、前回は話して利用者は数万人ですよというのですが、使っている方は2,000人下回ると思います。ですが、本来的に多くの方が使う施設が平泉町にはないということ、恒常的にですね、いつでも空いていけば使えるような状態にはないということが根本的にやはり間違っていると思うのですが、そこら辺で、地域懇談会で教育施設、体育館建てれば飲食をできるよという答弁、教育長されてますか。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

記憶が定かではないのですが、新体育館が建設された折には、現在、小学校、中学校で行っている敬老会等で使うことが可能になると、敬老会の場合には飲食を伴う、お祝いの席でありますので、多分その話はしたかというふうに思います。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

これは今の中学校でもやっている話ですよ。新しい体育館だからできるという話とはまた違うとは思いますが、それと地域に体育館を貸す時に飲食、基本的にだめですよというような通達はされているのですか。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育長（岩淵実君）

学校開放という形の中で運用をしております。原則はご遠慮をいただいているところですが、開催する団体の中で協議をいたしまして、責任を持って主催する団体の方が管理上きちんとごみ等の処理が可能であるというような形の時には許可をしているところでございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

私もそうとっていたのですが、借りる時にアルコールを含め食事もだめと言われたと、ちょっと違うのではないかと思うのです。例えば体育館だって傷つけるとかそういう部分ではないわけですよ。拭き掃除すれば元通りというか、きれいになる状態で、貸せないというようなことがあるとすれば、この資産活用的に言えば、住民の福祉から見ればさもさも教育施設だとたばこはだめだということは理解するところですが、昼に食べるのはいい、飲むのはだめだ、アルコールはだめだというような話ですが、それらなぜ教育施設で飲み食い、そういう散らかし方が問題とすれば許可しないのか、そこら辺はどういうことでしょうか。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

学校施設の場合については、通常については学校の学校長が管理するということになります。その中で、町立施設に関する開放に関する規則ということで開放する部分についてはまた管理が教育委員会の方に移るといような、そういう二段構えで管理しておりますので、通常の場合は学校長の管理となりますので普通、授業が行われる翌日とかウィークデイについてはすぐ状況を復元して、すぐ学校施設の適用にしなければならないといようなこともありますので、管理上学校施設の開放についてはそういうような飲食についてはご協力をいただいているという形になります。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

これは管理条例で規則で決めるのですか、どちらで決めるのか、決め方によるのだとは思いますが、例えば先程、文化ホールできた時に飲食ができないなどということになると私が言ったのは空論になるわけですが、そこら辺は例えばそういう施設で条例なり規則で可能とすれば可能

だと、管理者がオーケーすればいいよというようなニュアンスでよろしいですか。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

一般的には管理運用については規則で決められております。学校開放に関することについても規則で決められておりますので、それにのっとった形で運用しているところです。また、文化施設等ができた場合というような仮定の話ですので、そのあたりは具体には申し上げられませんが、ほかの自治体のホールとか文化ホール等を聞いても、飲食は原則は禁止という形になっているようです。内容を聞いてみますと、座席のシート等が布とかでつくられている場合、その汚染とか、イス等がきちんと設定になった時の清掃等の関係も考えて原則は禁止というふうに定めているところが多いというふうに聞いています。ただ、時間等の設定やそれから目的等を聞いた時に、座席のみで使用は可とするようなところもあるというような運用の形をとっているというような状況にあるようです。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

そういうことで体育館についてはそのとおりですが、次にバス通学ですね、マイクロバスと民間のバスを使っておるわけですが、これらについては3月でもありましたし、今回の新年度予算で具体的にどうするかということですが、町長などはどのような、予算的な部分で40人のバス通学をどうするかということについて、教育委員会では予算を獲得した時にどのような対応をされるのかお聞きしておきます。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

スクールバスといいますか、子供たちのバス通学の補助ということで、先程、議員もおっしゃられたとおり、過去の歴史といいますか、経過というのが実はあったように私も聞いております。学校の統廃合によって佐野方面から、大佐方面から来る子供たちへの配慮ということで補助をしたというような経過がございまして、それが小学2年生までということですと決められてきたという経過がございまして、それも数年前にも同じような話で議会の方からもお話があるというのは承知しております。ただ、先程申し上げましたとおり、教育長の方からの答弁の中でもありまして、現在その辺の拡大できないかということで今、議論といいますか、検討しているということです。やはり私からすれば子供たちの安全、命という部分からすれば、本当に今の体格の中で大丈夫なのか、自転車をもっと4年生ではなくて3年生までいいですよというふうにした場合に果たしてそれが本当に妥当かどうかも含めて、教育委員会とも十分な議論もしていきたいというふうには考えております。

以上です。



議 長（青木幸保君）

8 番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

これは歩道も関係すると思うのですよ。要するに、自転車に乗れるようになっただけで通学できるかといったら大変危険でございまして、その頃は私どもは2キロちょっと歩いた記憶がございすけれども、今はなかなか歩道も整備されていないという中で交通量が増していますので、ここら辺は是非とも見直しをお願いして一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議 長（青木幸保君）

これで佐々木雄一議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後2時11分

再開 午後2時25分

---

議 長（青木幸保君）

それでは、再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

通告7番、小松代智議員、登壇質問願います。

7番、小松代智議員。

7 番（小松代智君）

ラストバッターでございます。もうちょっとのご辛抱でございますので、どうぞお手柔らかによろしくお願いいたしますと思います。

私は、先に通告しておりました2点についてお伺いをしたいと思います。

第1番目は、生活保護基準の引下げによる本町への影響についてでございます。町長からお願いしたいと思います。

生活保護法の改正案は先の国会で否決され廃案になりましたが、生活保護基準は厚生労働大臣の専決事項で改悪され、8月から引下げが実施されました。もとより生活保護は最後のセーフティネットであり、引下げは受給者の生活を一層苦しい状態にすると共に、いろんなところに影響を及ぼします。最低賃金の引上げが困難になったり、就学援助が停止になったり、住民税の非課税基準が引下げて課税対象になってしまう等30項目とありますが、正確には38項目のようです。38項目ぐらいに影響するようです。本町の受給者への影響はどうなっていますか、お聞きします。

2番目は、ゲリラ豪雨の災害対策について、先に3人の議員が質問しておりますので重複しないように別な角度で質問したいというように思っております。

最近、全国的にゲリラ豪雨が発生して大変な災害をもたらしているようですが、これは気象庁

すら想定外の雨量なそうです。先頃、本町にも豪雨とまでは言えないが大雨が降り、数カ所の土砂災害や水害で孤立したところもあったようですが、その実態と対応についてお聞きします。また、実際にゲリラ豪雨になったらもっと大変なことになると思うが、その対策はどうなっているかお聞きします。

よろしくお願ひします。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、小松代智議員のご質問にご答弁を申し上げます。

初めに、生活保護基準の引下げによる本町への影響についてでございます。

議員お話しのとおり、生活保護法の改正案は廃案となったところでございますが、保護費カットが残り今年の8月支給から保護費が削減されたところであります。生活保護は生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助など八つの扶助から構成されており、各扶助により健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障することはご承知のとおりでございます。今回、生活扶助について3年かけて段階的に最大10%減額する改定となっております。

現在、平泉町では生活保護を受給している方は44世帯61人、うち児童生徒を有している世帯は3世帯の状況で、この引下げにより改正最終の平成27年度には20歳から40歳までの単身世帯では月額約2,600円のマイナス、逆に60歳代単身では月額約1,000円のプラス、夫婦と子供2人世帯などでは月額約1万6,000円のマイナスなど、単純計算はできませんが、扶助費の減額となり、各家庭での生活には影響が出てくるものと思ひます。

今回の改正にあたっては、県南広域振興局の生活保護担当者が家庭訪問を行いながら就労の支援、医療扶助の後発医薬品の取り扱いなども含め生活保護のお知らせを行い、皆さんの理解をお願いをしております。また、市町村で実施される低所得者向けの減免制度、就学援助の制度では、生活保護基準の1.2倍というように適用基準が定められておりますが、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けている方は8月の変更では特に影響は出てきておりません。また、平成26年度以降、引き続き特に困窮していると認められる世帯に対しては、教育長の判断での対応も可能とされておりますので、見直しによる影響が及ばないよう配慮できるものと思ひております。

そのほか、生活保護基準を参照としている個人住民税の非課税限度額等については、平成26年度以降の税制改正において対応としておりますことから、保育料や介護保険料の段階区分、医療保険等の自己負担限度額等、福祉サービス等においては、平成26年度以降の税制改正の議論を踏まえて検討されるものと理解しておりますし、保育料等の減免にかかる階層区分など生活保護基準引下げに影響を与えないよう町独自で検討できる項目もあると考えております。生活保護の申請への相談は、今後につきましても民生委員や県南広域振興局との連携を密に対応して参りたいと考えております。

次に、2番目のゲリラ豪雨の災害対策についてお答えをいたします。

今年の7月27日の大雨につきましては、午前10時から午後3時までの5時間雨量で116ミリを観測するなど、雷を伴った激しい雨が断続的に降り続けました。町内では家屋の一部損壊1棟、床下浸水6棟をはじめ土砂崩れ、路面の陥没、冠水など大小含め公共土木施設や農地・農業用施設、林道施設など219カ所、想定被害額2億7,000万円にも及ぶ甚大な被害となったところがあります。また、一部地区において一時孤立状態となりましたことから、町内建設業社に依頼し、土砂排除等の応急工事を行い、その日のうちに孤立状態は解消したところがあります。なお、浸水及び浸水の可能性がある家屋に対しましては、職員及び水防団により土嚢の設置を実施したところがございますし、町内全般にわたり未舗装路面の路盤洗掘、土側溝の決壊、閉塞箇所等が多数ありましたことから、町内建設業者に依頼し分担させ応急工事を実施したところがございます。町といたしましては、情報収集の迅速化を図ると共に、運用が開始されました特別警報の発令などの情報の伝達手段の確立を図るほか、消防分署、消防団、水防隊などとのリアルタイムな情報の共有により、迅速な対応に向けた取り組みを更に強化して参りたいと考えております。特に、局地的な集中豪雨等につきましては発生予想が難しいことから、通常の情報収集に加え自主防災会や町民などからの地域の異常な事態等の情報提供をいただきながら、被害が発生するおそれがある時は避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令を速やかに行うなど、町民の安全を第一に対応して参りたいと考えております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

7番、小松代議員。

7番（小松代智君）

2番目のゲリラ豪雨の方からいきたいと思います。

大沢線については1番、3番、5番議員が質問して、大体即やるのだというような確約が出たようでございますから、私からは大沢線は省いていきたいと思います。

5番議員との関連もあります。12区の丸庄の近くが水害になったという線がありますが、丸庄よりむしろ吉野屋のあたりのあれが危ないのではないかと、ほかの方のゲリラ豪雨を見るとこんなものではなくて、ドッと来たら駅前が水没するのではないかとというような感じをしております。ただ、その対策というのはなかなかとれるものではなくて、そうなった場合にどうするかという線を考えていかないと、どこに連絡をしてどこから船を持ってきてとか、そういったようなものを対策を立てる必要があるのではないかと。あそこらはほとんど、ほかの方の豪雨なんかを見るとほとんど浸くのではないかと、その後ろの方もですが、寿司屋の後ろの方から全部浸くのではないかとというような感じをしております。いずれ駅前がザブンザブンになってしまうのではないかとというような気がしますが、それらの対策をどのように考えているのか考えていないのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

吉野屋の後ろの増沢川に通じる水路ですけれども、まずそこについては今回の中尊寺通りの改修工事で県道を横断しているヒューム管、ボックスカルバートですが、これについては地域の方々からのご要望もありまして、一回り大きいボックスカルバートにすると、県の工事においてするという事ですので、まずそのところについては今よりは改善されるということでございます。そして、今回の雨では駅前付近、水浸しになるということは幸運にもなかったわけですが、仮にそうなった場合、やはりあそこは低い場所でございますので、その川が溢れた場合、やはり駅前に水が集中するであろうということは想像されますけれども、ただ、その場合にどこに水を掃くかとかそれは実際問題、そうなった場合は鈴沢川そのものが多分満杯で水が抜けないという状態のためにそういうふうになると思いますので、そうなった場合はやはり国土交通省の方をお願いをしまして、ポンプ車による排水をお願いすることになるのではないかと、根本的な解決のためにはそれしかないのではないかと、そして太田川に排水するということになるのではないかとというふうには考えております。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

ただいま建設水道課長の方から具体的な対応策を申し上げましたけれども、いずれそれに至るまでの対応といたしまして、今後どのぐらいの強度で降るか想定できないものがございまして、最終的にはそこに住む方々の人命を守ることが第一でございます。それに対しましては、いち早くの避難勧告であれ避難指示であるというふうな形の情報伝達が必要になってくるかと思っておりますので、まだ現在では明確な基準等はございませんけれども、今後様々な方面からの指導も受けながら、これぐらいの雨量であればこれが浸水する可能性が非常に高いですよという形のを基準として定めるような方向性で検討しながら、いち早い情報を住民の方々に伝達できるようなシステムを整備していくことが必要であるというふうに考えてございます。

議長（青木幸保君）

7番、小松代議員。

7番（小松代智君）

この間の大雨という以外に全国を見ると、テレビでだけしか見ていないからだけれども、想定外なのですよ、想定外の水だと、とてもとても、私は生まれてから80年なるけれども初めてだという、そういう想定外の雨ですから、ですからそういうものを想定して退避をどうするか、避難をどうするかといったようなものを考えておかないと大変なのではないかということをおっしゃっているのです。それに対して早急に計画を立てた方がいいのではないかとということでもあります。

それから、二つ目は山崩れの起きやすいというのがこの間、NHKでやっていましたが、東北地方というのはあまり雨の経験がないものだから、逆に山崩れが、雫石なんかでも起きましたけれども、そういう可能性があるという、どこの学者か忘れましたが、そういう人が言っていました。ですから、そういう線の調査とか何とかというのはやった経過がないのではないかと思うの

ですが、その辺のところをどう考えていますか。お聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町内では現在把握しております箇所申し上げますと、急傾斜地の崩壊箇所、危険箇所として90カ所ほどございます。これは岩手県と町、一関警察署、一関消防署等とその危険箇所について随時、年度に分けて調査をしているという状況でありまして、その中で特に危険であるというふうに認められたところについては土砂崩壊地域というふうな指定をして、そして周知をするというふうな方向であります。いずれ、危険な箇所については90カ所ということで把握はしております。

以上です。

議長（青木幸保君）

7番、小松代議員。

7番（小松代智君）

ひとつ、十分に調査をしておいてほしいというように思います。

それから三つ目は、1番議員からも出ましたけれども、堤といいますか、ため池ですね。特に長島なんかはいっぱい堤が、ため池というのか堤というのか、堤ですね、堤が多いわけですが、それらの危険性というのは豪雨が来ると決壊するのではないかというような、なんかゴーというような音がするというようなことも聞いたことがあります。そういう線の対策といいますか、そういったようなものがどのようになっているのかですね。それから、前に千葉勝男議員が聞いたと思いますけれども、防火水槽でうちのすぐ後ろにあって恐くてしょうがないというところが、私らも一回、座談会のあれで現場を見た経過があるわけですが、防火水槽の調査をした経過があるわけですが、俄坂の防火水槽でもう2、3メートルぐらいしか離れていないところのあれが大変恐いというような話でありますから、あんなところは即本当に直していかないと人命にかかわる問題ではないかというように思いますが、その辺どうですか。そのほかの堤の決壊の関係をどのように考えるかね。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

確かに議員お話しのとおり、最近の大地震、あるいは集中豪雨等によるため池の決壊等が全国的に心配されているということで、実は国では平成25年度、今年度ですが、国の補助事業で100%なわけですが、調査をすると。それで、平泉町としても現在0.5ヘクタール以上のため池が対象となるわけですが、町内に約30カ所ございますので、それについて来年度、平成26年度にその国の補助事業を導入して調査をしたいというふうに思っております。その調査結果に基づいて対応の緊急度というのを判定いたします。そして、決壊の可能性の大きいものについては、また同じように国の方で事業を補助をするので事業をしなさいということがありますので、

来年度から国の補助事業を導入して調査をし、その結果に基づいて危険な箇所については工事をしていきたいというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

俄坂地区の防火水槽でございますけれども、この案件につきましては、千葉勝男議員からもご指摘もございまして、平成24年度の事業におきまして補強工事ということで単独で補強工事を実施してございます。ただ、ゲリラ豪雨等の大雨が降った場合についての対応というものではございませんので、それらに対応できるような構造とはなっていないというようなことでございます。もちろんそれだけの雨が降れば排水、用水場等を活用しながらの排水でもしない限りは越流するというような危険性もございまして、管理を十分徹底しながら、降ってくる雨に対応しながらの管理をしなければならないというような状況にあるかと思っておりますので、今後そういう危険箇所、危険な施設も含めての調査も進めて参りたいというふうに考えてございます。

議長（青木幸保君）

7番、小松代議員。

7番（小松代智君）

ゲリラ豪雨は、俄坂のあれはもしあれであれば下の方に移すとか、そういったようなことを考えた方が私はいいのではないかと、直後ろだからね、2、3メートルの離れただけの話だから満々と水がたまっているし、危なくてしょうがないからやはり考えるべきではないかというように思います。まず要望、意見だけ申し上げておきます。

それでは1番目に移りたいと思います。

具体的な回答をいただきまして大変ありがとうございます。生活保護は憲法第25条の権利でありますね、これは健康で文化的な生活を営む権利があるのだと、生活保護法第1条ですね、そういうのを確立したのが朝日茂さん、朝日訴訟と言われている、いわゆる生活保護闘争、裁判をやった朝日さんですね、その人が今回は生誕100年なそうですが、その100年において今度は生活保護を改正するというような政府の意向であります。大変皮肉だと言えば皮肉というような思いであります。生活保護受給者は全国で1995年の88万人から2012年は215万人ですね。というように増加しております。本町の場合はどのように推移しているか、ちょっとその辺をお聞きしておきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

先程町長が答弁しましたけれども、今8月現在で44世帯の61人でございますが、平成24年度ですと43世帯59人の状況です。平成23年も大体同じで、平成23年も44世帯59人というようなところで、新規の開始だったり死亡したりとかで若干の増減はありますが、今ここ4～5年は40世帯を推移しているというか、動いているような状況でございます。

議長（青木幸保君）

7番、小松代議員。

7番（小松代智君）

主要施策成果報告によると平成24年は4,000万円ですね、4,000万円というお金が入ってきているわけですが、それに影響がないということはないので、以下、先程第1回目の回答で示したように3年間で10%ぐらいの減になると。世帯が多いほど減額が大きいと、月1万6,000円ですから本当に今、生活保護というのは食うや食わずで過ごしているわけですから、それから1万6,000円を引くわけですから大変なことになるのではないかと。物の本によると食事を2回にすると風呂は1週間に1回にするとか、そういったような体制をとって今、生活をしているわけでありませう。

日本の捕捉率というのだそうですが、本来は生活保護にほとんど該当するものが、しようとする対象者が1,050万人いるのだそうですね、1,050万人の捕捉率、現在生活保護をもらっているのは215万人ですから、20%弱がその捕捉率にかかっていると。外国はそうではないのだそうですね。フランスとかイギリスとかというのは90%台なのですね。ですから、日本の生活保護がいかにかバッシングされているか、漫才師の田村裕というあれが『ホームレス中学生』ですか、あの本を出してがばがば儲けたのに親が生活保護をもらっていたというね、そんなのが大々的に報道されて、不正受給はだめだといって今制限されて、かなりバッシングを受けているというようなことが上がっております。いずれ、できるだけ生活保護を受けさせないようにということでバッシングをしているわけでありませう。

そういう状態で今来ているわけですが、それでもなおかつ、先程言ったようにボーダーライン層、いわゆる低所得者と言われている年収200万円以下の人たちが1,050万人いるわけですから、その人たちがいつ生活保護世帯になってもおかしくない、誰もがもう可能性があると言えればちょっと変な話ですが、いずれそのような状況にあると言われているのだですね。その原因はマスコミも追求していないのだですね。原因は、高齢者の場合はギリギリ生活していたのが社会保障の改悪で医療費や介護保険料、医療料が増加する一方なのですね。それでもみんなこう落ちているというようなこと、それから青年や労働者の場合は今、非正規や派遣労働ですね、そういうような不安定な雇用状況にあります。そんなところから、リストラ合理化で収入が減というような格好で今、若い人の生活保護がどんどん増えているというようなことが言われております。本当に暗澹たる気持ちになるわけですが、そういったようなところがありますので、ひとつそれらを十分に注意していかないとだめかというような。政府とすれば何とかして、今度は参議院でも過半数をとっていますから、今度は堂々と、廃案なんていうのではなくて堂々と来るのではないかと、もっともっとひどいやり方、要するに福祉事務所なんかはもう財布の中まで見るのではないかと、そういったような法律を通すとか、あとは扶養義務ですね、扶養義務というのはその人の兄弟とか親類とか何とかというのを捜し出して、その人たちに対して扶養する気持ちがないかどうかというのを散策するのだそうですね。探索するというところに、探すというとなさうです。ですから、とてもとても恐くて生保なんか受けられないというような状況に置いているのだですね。置

いてるし、これからそういう大きな法律が出てくるのではないかとされているのですね。

そういう面でも、ひとつ町としても本当に真剣に生活保護なるもの、私もちょっと勉強しましたけれども、なかなか難しくなりましたが大変ですが、いずれそういう状態、それから第一回答にもあるように後発医薬品を無理やり使わせるというような、そういうものも法律で決めると、いわゆるジェネリックですね、ジェネリック医薬品というのを義務付けるというような、これは効くか効かないか分からないような薬でも義務付けて使わせるというような、そんなことまで考えているというようなことのございます。そして、更に私の質問でもありますように、38項目にわたって引下げというのは影響してくるわけですね。ここにも書いてありますが、第一回答でも出ましたが、減免制度、低所得者の減免制度、就学援助の制度、生活保護基準の、就学援助は要保護、準要保護の世帯というか、子供たちにかかってくるわけですが、これは生活保護基準の1.2倍とか、そういったような形になっているわけですから、基準が下がればもともと下がり下がり、ついには要保護も準要保護にもかからないというようなことで、いきなり金額で減らされるだけではなくて、そういう制度においても差別を付けられるというようなことが起こりがちでございます。この回答によれば、平成25年はまあそんなところは影響は出てきませんよという話ですから平成25年はいいのだろうと思いますが、平成26年度以降、平成27年までですから、10%ですね。平成26年度以降も引き続き困難と認められる世帯に対しては教育長の判断での対応も可能とされておりますと回答しておりますので、教育長の答弁をお願いします。低所得者に対する答弁。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

平泉町要保護及び準要保護児童生徒援助支給要綱によりますと、その他の経済的に困窮しており就学に支障があると教育委員会が認める者については、それこそ先程お話しのように教育長の判断でというふうな形になるというふうに思います。

議長（青木幸保君）

7番、小松代議員。

7番（小松代智君）

就学援助は10項目ぐらいあるわけですね、この主要施策成果報告によると。それらは要保護、準要保護以外でも教育長が認めれば大丈夫だと、こういう回答ですか。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

それぞれの項目において、例えば修学旅行費とかというのは修学旅行があったその対象児童だけが、対象児童生徒のみが対象となりますし、それから新入学の児童生徒の学用品等については新入学の時に対象になります。というような条件はございますが、今定めている10項目については全て対象になるということになります。要保護、準要保護全て対象になりますということ



になります。

議 長（青木幸保君）

7 番、小松代議員。

7 番（小松代智君）

そうではなくて、要保護、準要保護が外れても、教育長の判断で低所得者だと認めた場合は支給しますよということですかということを知っているのです。

議 長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

支給要綱に基づいて対象になりますということになります。

議 長（青木幸保君）

7 番、小松代議員。

7 番（小松代智君）

支給要綱でいわゆる低所得者だと認めた場合ということですから、その辺の解釈をひとつよろしくお願いできればと思います。

それから、先程言ったように、できるだけ生活保護をもらえないようにというような邪魔張りをするわけですが、そんな時にいわゆる窓口で却下という、いわゆる俗に言う水際作戦という話ですが、そういうのが横行していると、特に福岡とかあっちの九州の方なんかではもう窓口ですら受け付けないと、何も受け付けないというようなそんなことが起きているようですが、この主要施策成果報告書を見ると却下が4件ありますね。ですから、この却下の取り扱いをどのような形でやっているのか、それをお聞きしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

この生活保護を申請して認定をするのは町でやっているわけではなくて県の振興局になります。それで、町の窓口の場合はもう全て相談を受けております。もちろん、民生委員からの相談とかもありますので、相談を受けたことで県とも相談、県で最終的にいろいろと調査しまして却下になったり、逆に取り下げになるところもあるかと思います。

以上です。

議 長（青木幸保君）

7 番、小松代議員。

7 番（小松代智君）

是非それを継続してもらえればいいのではないかと思います。よろしく願いいたします。

それから基準の切下げは、先程言いましたように、38項目にわたってやるわけですが、いろんなところに影響があるのですね。主なものは地域別最低賃金、住民税非課税、国民年金の保険料免除、国民健康保険の保険料利用の額、国保医療費の一部負担減免制度とか、そういったよう

なところ、幼稚園の保育料、保育所の保育料とか、そういったようなところにも全部、いわゆる課税なるか非課税かというような段階で全部引っかかってくるのですね。ですから、そういう面では金額だけの差ではなくてもっともっと大変なことなのです、それらを全部負担をせざるを得なくなりますから。ですから、そのようなところも勘案しながら生保は考えていかないと、単に2,600円とか1,000円というようなそんな話ではなくて、そういう額がもう全然違ってくると、保護が廃止なった場合のところですね。そういう例えば保育料なんかだと何万という形になるわけですよ、月何万という形になりますから、それらもひとつ考慮しながら考えていかないとないというように思います。よろしくをお願いします。

それから、今、生活保護を受ける理由ですね、理由の6割が病気ですね、病気をしたらなぜ生活保護が必要かといえば失業するからですね、負の連鎖ですね。そんなところが出てきて、先程言ったように扶養義務が200万円ぐらいの収入の人では親、兄弟が病気になった時だって扶養はできかねるというようなことですね。ですから、みんなで、あなたの問題ではなくて私の問題だというように考えて生活保護をやっていかなければならないのではないかとこのように考えます。

それから、今、健康と生活を守る会というのがあって、その中で今、審査請求しているのですね、なぜ私の生活保護が減ったのですかというような審査請求をしております、全国版です。これは1万人を目処にそういう申請をしようと、審査権というのがあるのです。審査請求というのが、下げたというものの理由は単に、単純なのです、物価が下がったというだけなのです。物価が下がったからそういう10%下げののだよというような、ちょっと誰が見てもおかしいと思うのですが、そういう理由だけなのです。ですから、そんな理由だけで下げられたのでは困るのだということで、今戦いをしているわけですが、生活と健康を守る会というのが中心になって引下げの撤回と今後の保険法、生活保護法を再提案しようとしている。今度はもう確実に通りますから、どんなことがあろうと通るといような状況に国会はなっていますから、もっともっとひどくなってくるというようなことになっているのではないかとこのように思います。それで、その審査請求というのを町民福祉課長、ご存じですか。申請した人はありますか。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

今、私の段階では分かりませんし、実際平泉町にそういうふうな相談があったことは今の段階ではないです。

議長（青木幸保君）

7番、小松代議員。

7番（小松代智君）

生活と健康を守る新聞というのがあるのですが、その中に誰でもできる審査請求というのがあります。それを読むと、生活保護費の計算会を開くとか、計算してなぜ私の生活保護がこのように減らされたのかというのを審査してもらおうと。福祉事務所に出すようになっています。これは、8月1日に決定しましたから、それから60日以内に請求を出せば受け付けて審査して回答を出

すというような格好になっているわけです。それによってまたこれはおかしいのではないかと不服申し立てを、今度は50日以内に再不服申し立てをできるというようなのが審査請求の権利です、これは。権利ですから、これは実際にそういうのを運動をして、何とかして先程言ったように1割削減の撤回をしてもらい、今度は再提案をしないようにやるというような運動をしているわけでございます。いずれ、先程から何回も言うように、誰でもがちょっと具合悪くなったり病院にかかったりするともう生活保護世帯になりますから、たかが200万円以下の生活ではなくても200～300万円、300万～400万円でも簡単に生活保護になるわけですから、あなたの問題ではなくて、もう私の問題というような格好に是非していかねばならないというように思います。これについての、何を質問していいのか分かりませんが、町長、これに対する感想などを聞いてできれば終わりたいと思います。よろしくお願いします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

生活保護基準の今回の改定といいますか、大変大きい問題だというふうに思っています。今、議員ご心配の方向にいかないような形で、やはり本来の切ることが目的ではなくて救うことというのがやはり大事なところだと、それが原点だというふうに思っています。これは一行政で解決できるものではないですし、それぞれ県なりと十分な意見交換といいますか、やはり住民の意見を聞くところも必要、それはやはり役場しかないのかというふうに思っています。それで、県の担当の方にもその旨をきちんと伝える、そしてやはり相談にのるという意味も込めて先程の窓口での対応もそういうふうな形でさせていただいていますので、やはりどこか受け入れを、きちんと聞いてもらえるようなところをこれからも継続して参りたいというふうに考えておりますし、改悪という言葉がやはりならない、やはりそういうふうな制度をきちんと国の方でも考えていただくような、我々としてもできる限りの訴えもしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（青木幸保君）

7番、小松代議員。

7番（小松代智君）

いずれ、政府から出てくる何々の改正というのはほとんど改悪ですからね、改悪と読み替えて、ひとつ注意してみてほしいというように思います。

まだ時間早いですけれども、私の質問事項は終わりましたので、これで終わります。ありがとうございました。

議長（青木幸保君）

これで小松代智議員の質問を終わります。

以上で、通告された一般質問を終わります。

議 長（青木幸保君）

これで本日の日程は全部終了しました。

なお、次の本会議は9月20日、午前10時から行います。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

散会時刻 午後3時08分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署 名 議 員 石 川 章

同 佐々木 雄 一